

I. 全体の奉仕者として自治体・公務公共関係労働者が職務に専念できる賃金・権利・労働条件の改善を

1. 自治体・公務公共関係労働者の賃金・労働条件の改善を行うこと

- (1) 「全体の奉仕者」として職務に専念できるよう「生計費原則」に基づき公務員の賃金・労働条件の改善を進めること。とりわけ民間水準を下回る初任給を引き上げること。また、公務員賃金は自治体労働者だけではなく民間の賃金水準にも影響を及ぼすことから、地場賃金のいっそうの引き下げと地域経済の悪化をもたらす賃金水準の切り下げは行わないこと。
- (2) 自治体及び公務公共関係職場に働くすべての労働者の賃金について、「誰でも月額 25,000 円以上・時間額 150 円以上」の底上げを図ること。
- (3) 地方財政の悪化を理由に「地方公務員給与の決定システム」を無視して賃金・労働条件を切り下げるとは、「地方公務員制度」の根幹を崩すものであり、労使交渉・労使合意抜きの一方向的な切り下げは行わないこと。また、正規職員の賃金削減等に連動させ、臨時・非常勤職員等の一方向的な賃金切り下げは絶対に行わないこと。
- (4) 現業職員の賃金について、職務内容・適用法律などが異なる国家公務員現業職員との賃金比較を理由とした行政職（二）表導入や賃金削減を行わないこと。自治体における現業職員の役割を無視した賃金センサス（民間類似職種の賃金）等との比較、「見直し計画」に基づく賃金引き下げや事業見直し、新規採用中止の強要を行わないこと。
- (5) 期末・勤勉手当は、期末手当に一本化し支給月数を引き上げること。役職加算を廃止し一律支給にすること。当面、勤勉手当の支給月数の比率縮小を進め、「人事評価」による差別支給をやめること。
- (6) 地域手当については、賃金の地域間格差を拡大するものであり、廃止し基本賃金に組み入れること。当面、市町村間の不均衡を是正するため、地域住民の生活実態や経済的同一性を踏まえた都道府県内一律支給を行うなど、個々の自治体の責任で地域手当支給率を引き上げること。
- (7) 扶養手当・住居手当・寒冷地手当など生活関連の諸手当は、生活実態や地域の実態を踏まえて改善すること。扶養・住居手当支給要件から世帯主条項を外すとともに、共働きの場合には夫婦のどちらからも申請を可能とすること。自宅に係る住居手当は、制定趣旨及び、国と地方の居住形態の相違、民間における支給実態等を踏まえ、住宅保障政策として支給すること。
- (8) 災害等による公共交通機関の運休や道路の通行止め等の交通遮断によりやむを得ず通常の通勤経路と異なる経路で通勤した場合、自己負担とならないよう通勤にかかった費用を支給すること。
- (9) 退職手当・退職年金の支給水準を引き上げること。退職手当の「職務・職責」による「調整額」を廃止し、差別支給は行わないこと。公務員の退職給付のあり方を労働組合と協議すること。
- (10) 「能力・実績主義人事管理制度」は、公務の「公平性・中立性・安定性・継続性」の確保を歪めるものであり公務職場に導入しないこと。「人事評価制度」は廃止するよう地方公務員法を改正すること。
- (11) 「人事評価制度」を導入せざるを得ない場合でも、国公制度を地方自治体に押し付けることなく、労使合意に基づく自治体職場の実情にそった独自の対応を行うこと。その際、臨時・非常勤職員には導入しないこと。
- (12) 既に「人事評価制度」を導入している自治体においては、賃金への反映を行わず、評価基準・評価結果についての情報開示、不服申し立て制度や権利擁護・救済機関を整備すること。当局責任で継続的な検証を行い、必要な改善を進めること。

- (13) 臨時・非常勤職員や派遣・請負・委託労働者を含め、自治体非正規雇用・公務公共関係労働者の産業別最低賃金を時間額 1,300 円以上、月額 230,000 円以上に設定するとともに、「均等待遇」原則を確立すること。
- (14) 臨時・非常勤職員の賃金について、正規職員との均等待遇に基づき給料・手当が支給できるよう地方自治法の再改正など、抜本的な法制度の見直しを行うこと。当面、人事院「非常勤給与指針」を踏まえた改善や格差是正を進めること。
- (15) 休暇、労働安全衛生、共済、労働災害等について、臨時・非常勤職員にも「均等待遇」として保障するよう法改正を行うこと。また、労働基準法など法令に定める休暇制度について速やかに未整備自治体をなくすとともに、正規職員と均等の休暇制度とすること。
- (16) 会計年度任用職員の任用要件を臨時的・一時的な業務に限定するよう地公法を改正するとともに、労働契約法 18 条の規定を公務職場にも適用するよう法改正すること。任用の適正化、処遇の改善という地公法改正の趣旨に基づき、会計年度任用職員制度の導入を口実とした臨時・非常勤職員の雇止め、労働条件の不利益変更は行わないこと。
- (17) 公務公共業務に携わる民間労働者の賃金・労働条件について、「公共サービス基本法」第 11 条を踏まえた公契約の適正化を進め、自治体職員との均等に配慮した抜本的な改善を行うこと。
- (18) 公務公共業務に携わる有期雇用労働者について、労働契約法の改正趣旨を踏まえ、すでに 5 年を超え雇用更新されている労働者について無期契約への転換を図ること。また、無期転換権の発生する期間直前での脱法的な雇止めは行わないこと。
- (19) 自治体職場への派遣労働者について、自治体による直接雇用を基本に、その雇用確保に努めること。

2. 総人件費削減の押し付け、分限免職等をやめ、年金・共済、高齢期雇用の拡充を図ること

- (1) 「賃金決定原則の変更」、「地方人事委員会機能強化」「ラスパイレス指数の絶対視」等による労使の自主決定権抑制と賃金水準引き下げを行わないこと。
- (2) 「給与制度は国公、給与水準は地域民間」を絶対視し、水準低下と格差拡大につながる一方的な賃金制度の変更を行わないこと。自治体独自の賃金決定を尊重し、賃金制度や水準を理由にした特別交付税の減額や起債制限はやめること。官民比較企業規模を 100 人以上に戻すこと。
- (3) 地域や職務・職責による賃金格差拡大を進める「給与制度の総合的見直し」は、抜本的に改善すること。
- (4) 人事評価を利用した昇給抑制や分限処分、民営化などによる組織の改廃や職の廃止、メンタルヘルス不調など健康問題を理由とする分限免職・解雇は行わないこと。
- (5) 公務員制度の一環としての共済制度の堅持と地域・職場の実情にあった運営を保障する各単位共済組合を維持し、年金積立金の取り扱いの変更などは組合員の理解と納得を得ること。また、地公法第 42 条に規定する福利厚生を維持・拡充を図ること。
- (6) 公的年金の支給開始年齢引き上げに伴い、誰もが働き続ける権利を確保するため、政府の責任で定年引き上げを基本に雇用と年金の接続を図ること。また、再任用制度による場合でも、雇用と年金が確実に接続するよう、希望者全員を任用すること。その際、新規採用を抑制することなく、職員の長時間労働の解消や、住民の暮らしを支える行政の拡充にあてること。
- (7) 60 歳から定年年齢前までの再任用でない短時間勤務制度を創設すること。また再任用でない短時間勤務からフルタイムへの移行など働き方の自己選択を保障すること。
- (8) 定年まで安心して働き続けることができる職場環境とするため、必要な人員を確保すること。
- (9) 60 歳以降の多様な働き方を保障するために、職場での議論と合意に基づき、経験や熟練、専門性をいかした新たな職務や必要な人員を確保すること。また、委託業務を直営に戻しその業務へ

の再配置を行うこと。

- (10) 65歳まで働き続けることが困難な職種の存在を踏まえた制度など、職員の希望による多様な働き方が可能となる制度を確立すること。
- (11) 定年引き上げにともない定年前後の賃金水準を引き下げないこと。
- (12) 役職定年制は原則として導入しないこと。
- (13) 早期退職者含む定年年齢前退職者については、希望者全員を再任用すること。なお、再任用者については定数外とすること。
- (14) 定年退職前の職員との均等待遇を前提に、再任用職員の賃金を大幅に引き上げること。また、諸手当（一時金支給月数、生活関連手当など）も同様とすること。
- (15) 60歳以降で退職した場合は、在職時の「最高号給」を算定基礎として退職手当を支給すること。

3. 長時間・過重労働を規制し、人員確保・労働条件改善と労働安全衛生を拡充すること

- (1) 長時間・過重労働をなくし、年間総労働時間 1,800 時間を実現し、業務量に見合った人員増、時間外勤務規制など実効ある措置を講じること。
- (2) 過労死防止対策推進法の趣旨を踏まえ、過労死・過労自死・公務（労働）災害の根絶を図るために改善措置をとること。
- (3) 人員増にあたっては、当該業務に働く臨時・非常勤職員の正規職員化を図ること。また、長期休暇の代替を確実に保障すること。特に産前産後休暇・育児休業は「任期の定めのない」正規職員による代替を基本とすること。
- (4) 本庁を含むすべての職場で 36 協定締結を進め、時間外勤務を規制すること。時間外勤務の上限時間は最大で月 45 時間、年間 360 時間を限度とすること。厚生労働省「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」等を踏まえ、労働時間管理（黙示の超勤命令を含む）を徹底すること。時間外勤務手当について、時間外労働の実態を踏まえた必要な財源を確保し、実績に基づき完全支給すること。
- (5) 労基法 33 条 3 項について、「公務のために臨時の必要がある場合」の「臨時の必要」の要件の厳格な運用を行うため、定義を明確化すること。
- (6) 終業時から始業時まで 11 時間以上のインターバル規制を義務化すること。
- (7) 公務の勤務実態に合わない「フレックスタイム制」「ゆう活」等は、導入しないこと。テレワーク導入（試行含む）は労使協議と合意を前提に厳格な労働時間管理が保障されない限り導入しないこと。変則勤務は必要最小限に止めること。
- (8) 有給休暇の完全取得の措置を講じるとともに、夏期、リフレッシュなど連続休暇を拡充すること。
- (9) 厚生労働省の「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」にもとづき、放射線治療や人工透析などのための時間単位の病気休暇制度、短時間勤務、通勤緩和措置、試し勤務制度等両立支援措置を拡充すること。また、病気療養休暇を原則 180 日に拡充すること。
- (10) 事業場を構成するすべての雇用形態の職員が参加する安全衛生委員会を設置し、委員会の月 1 回以上開催や職場巡視を行うこと。委員会では、労働安全衛生規則に定められた付議事項についての調査審議、職員への周知を進め、委員会の議事に基づき労働安全衛生を強化すること。
- (11) 本人・遺族からの公務災害認定申請権を規則に明記することをはじめ、臨時・非常勤職員の安全衛生を強化すること。また、すべての非正規職員に労災・公務災害補償の対象となることを周知し、事故等が起こった場合は速やかに申請すること。
- (12) 厚生労働省「労働者の心の健康保持増進のための指針」に基づき、「心の健康づくり計画」「職場復帰プログラム」の作成等を行うこと。休業中の所得保障を拡充し職場復帰訓練、段階的就労

- が円滑に行えるよう復帰訓練時の労災・公務災害補償など法改正を含む制度見直しを進めること。
- (13) 全てのハラスメントを対象とした行為禁止規定を含む防止法を制定すること。当面職場では、パワーハラスメント防止指針を確立すること。防止研修を定期的に行うこと。また、外部の専門家の入ったハラスメント相談・問題解決処理機関を設置すること。問題解決にあたっては、被害者のプライバシー保護を徹底し、不利益取扱を禁止すること。
 - (14) 健康診断の内容を充実し、健診後の要管理者に対する使用者の事後対処を徹底すること。自治体の非正規雇用労働者についても、同様の改善を図ること。労働安全衛生法が義務づけたストレスチェックについて、メンタル不調の早期発見のみならず、長時間労働の解消や職場環境の改善に活用し、雇止めなど不利益取扱いの口実とはしないこと。
 - (15) アスベストの被曝を防ぐため、全ての公共施設において使用の有無を把握し、使用・修理・解体にあたり適切な管理を行うこと。アスベストによる公務災害・労働災害の認定にあたっては、公務外・業務外に石綿ばく露起因性が認められない場合、すべて公務災害・労働災害とすること。また、関係職員の予防、健康診断、救済等を講じること。
 - (16) 放射線装置から発生する放射線により汚染されたものを取り扱う業務にかかわるすべての職員を対象に被ばく線量管理を行い、その記録を永年保存すること。また、汚染拡大防止、内部被ばく防止のための保護具等の着用、及び作業管理の徹底を図ること。
 - (17) 地方公務員災害補償基金の本部・支部が名実ともに「独立救済機関」となるよう、その組織体制と運営を「公開・民主」の原則に基づき改革すること。また本部・支部審査会の参与や基金運営審議会に自治労連の代表を選任すること。
 - (18) 国・自治体が率先して障害者雇用を促進するとともに、障害の特性に応じた職場配置の配慮と支援、業務量に見合った職員配置を行うなど、職員が安心して働き続けられる職場環境の整備を一体ですすめることを求めます。

4. ジェンダー平等の実現、「仕事と家庭の両立支援」、母性保護の充実を図ること

- (1) 社会と職場のジェンダー平等を進めるため、女性差別撤廃条約の日本での実施に係る国連女性差別撤廃委員会の「総括所見」（2016年3月7日）の勧告に基づく速やかな措置を講じること。
 - ① 選択的夫婦別姓制度導入、再婚禁止期間の男女差別などの解決のため、ジェンダー平等の理念に基づいて民法を改正すること。
 - ② 第4次男女共同参画基本計画に示された、女性の雇用、意思決定参加における「事実上の平等」のための「暫定的特別措置」を社会のあらゆる場面で早急に行うこと。
 - ③ 個人を救済する道を開く、女性差別撤廃条約選択議定書を直ちに批准すること。
 - ④ 被害者への公式な謝罪や保障など「慰安婦」問題の被害者本位の解決とともに、次世代に対し事実にもとづく歴史教育を行うこと。
- (2) 第4次男女共同参画基本計画を受けた地方行動計画の推進にあたっては、女性団体の意見を反映させ、実効性あるものにする。
- (3) 男女平等（共同参画）推進事業・意識啓発事業を拡充すること。女性センター（女性会館）等の外部委託化・統廃合を行わず、直営で正規職員を基本に運営すること。
- (4) 性の多様性について啓発のための研修と、性的マイノリティの人権に配慮した職場環境整備を行うこと。
- (5) 男女雇用機会均等法を、i) 「雇用管理区分」を廃止しあらゆる間接差別を禁止、ii) ポジティブアクション規定の義務化、iii) 違反企業の罰則強化、iv) 公務労働者への全面適用など、実効ある男女雇用平等法に改正すること。また、ハラスメントを発生させない、権利取得を妨げないよう相談・対応が可能な体制整備をはじめとする雇用主責任を果たすこと。

- (6) 女性活躍推進法・次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主計画の具体的推進について、労働組合と協議し実効ある手立てを講じること。推進委員に労組代表を入れること。
- (7) 募集・採用、配置・昇進など、公務職場のすべての場面で直接・間接差別を是正すること。また、ポジティブアクションを推進するとともに職場環境整備を行い、女性管理職の比率を引き上げること。教育訓練、研修、手当、福利厚生、共済給付等での男女差別をなくし、臨時・非常勤職員にも適用すること。
- (8) 改正地方公務員育児休業法に基づき条例・規則等を速やかに改正すること。改正にあたっては、既存の到達水準を引き下げることなく、権利行使に必要な人員体制を整備すること。
- (9) 育児休業・介護休暇を有給とすること。当面、所得保障の額や期間の拡充、共済掛金等社会保険料の免除（介護休暇）、取得に関する不利益規定の全撤廃、当局責任で男性取得推進強化（育児休業）を図ること。
- (10) 「短期介護休暇」は「要介護」状態を要件とせず、対象・日数の拡充を図ること。また、「子の看護休暇」から取得対象を子に限定しない「家族看護休暇」とすること。
- (11) 家族的責任を持つ労働者の時間外・休日・深夜労働の免除を行うこと。また、育児責任の対象は義務教育終了までとすること。
- (12) 自治体に働く臨時・非常勤等職員に育児休業・介護休暇・子どもの看護休暇などを均等待遇で直ちに制度化すること。制度化されている場合でも、雇用実績や見込み等の取得要件を緩和するとともに、職員への周知を図ること。
- (13) 育児時間の期間・時間の大幅な延長を有給で行うとともに、部分休業の対象を小学校3年生まで引き上げること。子どもの保育所・学校行事などに使える有給の家族休暇を新設・拡充すること。
- (14) 「育児のための短時間勤務制度」の条例化にあたっては、本人の選択権の保障とあわせ、不利益取り扱いの排除、十分な代替職員の確保を明記すること。
- (15) 母性保護の権利行使ができるよう、適正な人員配置や必要な代替措置を行うこと。産前産後休暇・生理休暇などの権利について、国の水準を理由にした引き下げは行わず、改善を進めること。
- (16) 妊産婦の危険有害業務、深夜・時間外・休日労働を禁止し、労働時間短縮、他の軽易な業務への転換など労働軽減と、交代・変則勤務における妊産婦の産前・産後休暇や夜勤免除などを保障すること。
- (17) 出産休暇を産前8週間、産後10週間（多胎妊娠の場合は産前14週間）以上にすること。予定日前出産の場合も全期間を認めること。妊娠4カ月未満の流産に対し4週間の休暇を制度化すること。妊娠障害休暇、不妊・不育治療休暇を制度化すること。
- (18) 更年期にかかわる措置を制度化すること。女性検診（乳がん・子宮がん）、骨密度検査について、毎年希望者全員の受診を保障すること。

II. 憲法とILO勧告に基づく労働基本権回復、民主的公務員制度確立を

- (1) 国家公務員、地方公務員の労働基本権を回復し、憲法に基づく民主的な公務員制度を確立すること。
- (2) 労働組合との誠実な交渉・協議のもと、「公務員への労働基本権の付与」を求めたILO勧告に基づき、速やかに国家公務員、地方公務員の協約締結権を回復すること。
- (3) 消防職員については、他の地方公務員に遅れることなく、団結権・協約締結権を確立すること。
- (4) 労働組合活動への一方的な制限を行うことなく、組合事務所等の提供や、組合費のチェックオフ、交渉準備等の時間内活動など労働組合活動に必要な諸権利を拡充すること。

- (5) 恣意的な管理職職員等の拡大や「名ばかり管理職」を是正・縮小すること。
- (6) 憲法が規定する「全体の奉仕者」として、公務員が職務を遂行できるように、労働基本権の回復とともに「身分保障」を明確に規定すること。基本的人権としての政治的・市民的自由を完全に保障すること。当面、公務員の直接請求署名活動に刑事罰を定めた地方自治法第74条の4第5項は廃止するとともに、地方公務員の政治活動に対する刑事罰等の罰則強化は行わないこと。また、自治体の条例による政治活動の上乗せ規制は行わないこと。
- (7) 地方公務員制度について、「地方自治の本旨」に基づく「住民自治」「団体自治」と「地方分権」がいつそう拡充される制度改革を行うこと。国家公務員制度「改革」に縛られることなく、自治体の首長・議会・労働組合、住民の要望・意見を十分に尊重すること。
- (8) 地方公務員法は、地方自治法第1条及び第2条各項の趣旨に基づき、地方公務員制度の基本的枠組みを規定する基本法とし、地方自治の侵害となる過度の人事管理の規定を排除し、地方自治体の条例制定権の拡大を図ること。
- (9) 自治体行政のすべての段階・分野に職員の参加制度を確立すること。自治体内部の不正・違法な行為に対する「内部告発権」、不法・不当な職務命令に対する「意見表明権」、違法・不当、重大な瑕疵ある職務命令に従う義務のないこと等について、「内部告発者」等の保護を含めた法律や条例の整備を行うこと。
- (10) 地方公務員の賃金・労働条件の決定は、「労使自治」「法定主義」の原則を貫き、現行の人事委員会による給与・勤務条件の「勧告制度」を廃止すること。その上で、職員の任免・服務・分限・懲戒等を行う第三者機関としての「人事行政機関」を設置すること。
- (11) 地方公務員の「労働条件決定システム」は、ILO条約・勧告・報告など、国際労働基準を最低基準として完全に保障すること。
- (12) 地方公務員の賃金水準・体系は、賃金の決定原則である「生計費原則」を基本に「ライフサイクルにあった生計費の保障」と「同一価値労働同一賃金」の原則を踏まえ設計すること。また、公務の中立性、専門性、安定性、継続性を確保する公務員制度の原則を踏まえるとともに、住民福祉の向上と暮らしを支える自治体業務を担う人材確保が可能な水準・体系とすること。地方公務員の賃金が、民間の賃金水準に影響を及ぼし、地域経済に大きな影響を持つことを十分考慮すること。
- (13) 「任期の定めのない常勤職員を中心とする公務の運営の原則」を維持すること。「均等待遇に基づく、任期の定めのない短時間一般職公務員制度」を確立すること。また、会計年度任用職員制度の導入等を理由とした正規職員の非常勤職員への置き換えは行わないこと。勤務時間による賃金・労働条件の格差を解消する地方公務員法・地方自治法の改正を速やかに実施すること。
- (14) 恒常的職務に携わる臨時・非常勤職員について、本人の希望に基づき、正規職員若しくは均等待遇に基づく、「任期の定めのない短時間一般職公務員制度」に任用替えすること。
- (15) 自治体に雇用される臨時・非常勤職員の雇用の安定を図ること。合理的理由のない雇い止めは行わないこと。期限を付けることに合理的理由がなく、職員を入れ替えることを目的とする「雇用の更新回数制限」は廃止すること。また、再度任用時には、「空白期間」を設定しないこと。
- (16) 災害等による公共交通機関の運休や道路の通行止め等の交通遮断により始業時間に間に合わなかった場合や出勤できなかった場合には「風水震災火災その他非常災害による交通遮断」を事由とする特別休暇を臨時・非常勤職員にも正規と同様に取得できるようにすること。
- (17) 臨時・非常勤職員への災害補償制度について、申請手続き・補償内容など正規職員との不合理な格差を是正するための制度改正をすること。
- (18) 労働安全衛生の管理体制について、臨時・非常勤職員も対象とした体制改善を行い、臨時・非常勤職員を対象としていない規則・規定または要綱等については、改正すること。また、ストレ

スチェックについて、非正規雇用を含めすべての職員を対象に実施するとともに、事業主負担で面接指導が行うこと。

- (19) 任期付職員制度の要件緩和・改悪は行わないこと。任期付職員、任期付短時間職員制度は自治体に導入しないこと。条例化にあたっては、労働組合と十分な協議を行うこと。
- (20) 政・財・官（公）の癒着と腐敗の構造を一掃する公務員制度改革とするために、高級官僚の企業・団体への「天下り」を禁止し、「官民交流」の名による民間企業等からの政治的・恣意的任用を行わないこと。

Ⅲ. 安定した良質の雇用と人間らしく働くルールの確立を

- (1) 「直接無期雇用」が労働契約の原則であり、有期労働契約は「臨時的一時的な業務」に限定することを明記した解雇規制・労働者保護の法整備を進めること。
- (2) 「働き方改革実行計画」は中止し、全面的に見直すこと。均等待遇原則の法制化など、労働者保護の視点から労働法制の規制強化を図ること。また、整理解雇 4 要件の緩和や解雇の金銭解決制度の導入など、解雇規制の緩和は行わないこと。
- (3) 労働者派遣法については、直接雇用の原則に立ち抜本的に見直すこと。当面、登録型派遣は原則禁止、製造業派遣、日雇い派遣は禁止すること。併せて、派遣労働者の権利保障（差別禁止・均等待遇、賃金補償、福利保証等）を行うこと。
- (4) 偽装請負・違法派遣の一掃に向けた指導・監督を強化するとともに、請負現場における労働関係法令の遵守及び社会・労働保険の加入を徹底すること。また、国・自治体において違法派遣・偽装請負があった場合には、直接雇用による解決を図ること。
- (5) 正規雇用の募集・採用にあたって、同種の有期雇用労働者の優先的な雇用の義務化を図ること。
- (6) パート・有期労働法を改正し、公務職場を法適用対象とするとともに、賃金等の均等待遇原則を義務付けること。
- (7) 労働時間に関する I L O 条約を批准すること。深夜・時間外・休日労働の上限を 1 日 2 時間、1 週 5 時間、月 15 時間、年間 120 時間以内とし、罰則付きの法的規制を行うこと。
- (8) 休息時間の確保、連続労働時間の制限や勤務間の最低休息時間制度の導入を図ること。特に、交代制勤務者について、連続拘束時間の上限設置、勤務間の最低休息時間（インターバル）を 11 時間以上確保すること。
- (9) 労働時間短縮や年次有給休暇の完全取得、時間外労働の縮減を図ること。当面、時間外労働の法定割増率を時間外 50%、休日労働 100%、深夜労働 50%以上に引き上げること。
- (10) 労働時間規制の緩和は行わないこと。高度プロフェッショナル制度の導入は撤回し、裁量労働制は廃止すること。
- (11) I L O 基本 8 条約を全面批准するなど、国際的な中核的労働基準を遵守、尊重するために、労働基準法など国内法を整備・改正すること。
- (12) 最低賃金については、人間らしい生活を保障するため、早期に時間額 1,500 円を実現することを念頭に、ただちに「時間額 1,000 円」以上に引き上げ、全国一律最低賃金制を確立すること。併せて、産業別最賃制を改善すること。
- (13) 雇用保険失業給付等の国庫負担の縮小・廃止は行わないこと。雇用保険制度は民営化することなく、大量解雇に責任がある企業に対する「超過保険料負担」制度の導入などにより改善・充実を図ること。
- (14) I L O 94 号（公契約における労働条項）条約を批准し、国内法を整備すること。同条約の趣旨を踏まえた「公契約法」を制定すること。併せて地方自治体の「公契約条例」制定を支援すること。

- (15) 公共工事や委託契約等において、「二省協定設計労務単価を下回らないものとする」と明記するなど、契約時の積算単価に基づく公正・適正な賃金が確保されるよう契約業者等を文書で指導すること。また、ダンピング受注を解消するため、「最低制限価格制度」や適正な労働条件、男女平等、障害者の社会参画、環境等への配慮を受注企業に求める総合評価型入札制度等を活用すること。
- (16) 業務委託や指定管理者制度において、これまでその業務に従事した労働者の雇用を継承するとともに、賃金・労働条件については、従前の水準を確保すること。そのため、公募において「労務単価基準」を設定・公表すること。
- (17) 中央・地方の労働委員会や最低賃金審議会の委員など、労働者・労働組合に係る委員の任免はILO 勧告などを踏まえ、公平・民主的に行うこと。

IV. 憲法をいかし守り、核兵器廃絶、平和・非同盟中立の日本を

1. 憲法をいかし守ること

- (1) 日本国憲法の、国民主権、恒久平和、議会制民主主義、基本的人権の尊重、地方自治などの理念・原理を国民の暮らしにいかすこと。
- (2) 解釈・立法・明文による憲法改悪を行わず、立憲主義に基づく政治を行うこと。憲法を尊重擁護し、第9条への自衛隊の明記など憲法条文の改定を行わないこと。
- (3) 集団的自衛権の行使を容認した「2014.7.1 閣議決定」を撤回すること。
- (4) 「安全保障関連法制＝戦争法」を発動せず、廃止すること。
- (5) 基本的人権を侵害し・監視密告を広げる「共謀罪」法を廃止すること。
- (6) 「特定秘密保護法」を廃止すること。
- (7) 憲法改定を目的とする「日本国憲法の改正手続に関する法律」（国民投票法）を廃止すること。
- (8) 住民の個人情報行政が一元管理するマイナンバー制度を廃止すること。

2. 核兵器を廃絶し、平和で公正な世界を実現すること

- (1) 2017年7月7日、世界122の国々の賛成で採択された核兵器禁止条約に参加および署名・批准し、日本政府が核兵器廃絶にむけてイニシアティブを発揮すること。
- (2) 「非核三原則」を厳格に守り、寄港・通過をふくめ核兵器の日本への持ち込みをいっさい認めない「神戸方式」を尊重すること。あわせて、「非核三原則」を法制化すること。
- (3) 1964年のアメリカによるビキニ環礁での水爆実験による高知をはじめとした日本各地の漁船の被ばく被害の調査について、アメリカ政府に協力を働きかけること。
- (4) 外務省は、米政府に対し、核兵器の持ち込みに関する密約など、日米関係の米公文書を非公開にすることを要請していたことについて、国民の生命や財産を守る憲法の立場から、積極的に公開を求めるとともに、核兵器等に関する密約を公開すること。
- (5) 日米首脳会談の合意を尊重し、朝鮮半島における非核化が実現できるよう、平和的外交努力を早急に進めること。

3. 日米安保条約を廃棄し、自衛隊の増強・海外派兵をやめること

- (1) 日米間の軍事同盟である日米安全保障条約の廃棄を米国に通告し、基地も核もない非同盟・中

立の日本をつくること。また、ただちに日米地位協定を抜本的に改定すること。

- (2) 膨張し続ける防衛関連予算を抜本的に見直し、大幅に削減すること。新「防衛大綱」と2019年度～23年度の「中期防衛計画」を撤回し、また、武器の後年度負担による購入を直ちにやめること。
- (3) 憲法前文及び第9条に基づき、平和外交に徹し、米国政府に追随することなく国際貢献を行うこと。国際紛争は軍事によらず、憲法に基づく平和的外交努力で解決すること。また、自衛隊の海外派遣を行わないこと。
- (4) 国際関係における領土・領海問題は平和的外交努力で解決をはかるものであり、緊張状態を悪化させるいかなる行動も差し控えること。
- (5) 南北対話、米朝対話を踏まえ、北朝鮮による国際法を無視した行動などに対し、6カ国協議の再開など圧力によらない徹底した平和的外交努力によって解決をはかること。平和安全保障関連法制の発動などで、軍事的緊張をつくらぬよう努力すること。また、配備する根拠がないイージスアショアの購入はしないこと。
- (6) 沖縄の米軍基地について、2018年9月の沖縄県知事選挙をはじめ繰り返し示された沖縄県民の民意を尊重し、普天間基地、高江ヘリパッド等の使用を即時中止し撤去・返還を米国政府に求めること。辺野古新基地建設が唯一の解決策という政府の立場を改め、違法行為を重ねる辺野古での米軍新基地建設工事を直ちに中止すること。
- (7) 米軍によるオスプレイの配備・飛行訓練の中止を直ちに要請すること。
- (8) 度重なる米兵による暴行など、事件や事故に対して日本政府として米国政府ならび在日米軍に対し、毅然とした態度で抗議するとともに、日本の主権を侵害する日米地位協定を改定すること。
- (9) 米軍の低空飛行訓練、部品落下やヘリ墜落、夜間連続離着陸（NLP）訓練をやめさせるなど、住民生活を脅かす「基地公害」をなくすこと。
- (10) 駐留アメリカ軍基地のグアム移転費など、米軍再編のための負担をやめること。年間2,000億円を超える米軍「思いやり予算」を廃止すること。
- (11) 米原子力空母の横須賀母港化をやめること。米原子力空母ロナルド・レーガンの寄港をやめさせること。山口県岩国基地への米空母艦載機移転を撤回すること。
- (12) 米軍の低空飛行訓練、夜間連続離着陸（NLP）訓練をやめ、生活を脅かす被害をなくすこと。
- (13) 鹿児島県・沖縄県の自衛隊基地計画および建設は即時中止すること。
- (14) 「防衛装備移転三原則」を撤回し、「武器輸出三原則」を厳格に堅持すること。
- (15) 大学等の研究機関の自主性・自立性が損なわれ、軍事研究につながる安全保障技術研究推進制度による補助金制度は、直ちにやめること。
- (16) 自衛隊情報保全隊等による市民監視、情報収集など市民運動を敵視する対応を直ちにやめること。
- (17) 日本政府として、尖閣諸島の領有の歴史上・国際法上の正当性について、国際社会と中国政府に対して理を尽くして主張することを基本に、軍事的緊張を高める行為は厳に慎むこと。
- (18) 韓国による実効支配が続く竹島領有権問題は、日本政府が、植民地支配の不法性、その誤りを正面から認め、その土台のうえで竹島問題についての協議を呼びかけることを基本に、国際司法裁判所での解決も含めて対応すること。

4. 国民保護計画を強要しないこと

- (1) 国民保護計画の運用について、自治体へ押し付けないこと。住民への情報公開と参加の保障、

議会での事前・事後の審議の保障などを徹底すること。

- (2) 国民保護計画に基づく訓練に、自衛隊や米軍を参加させないこと。教育機関を計画に組み入れないこと。また、生徒・児童を有事訓練に参加させないこと。
- (3) 国民保護計画・危機管理のための自衛官の採用を地方自治体で推進しないこと。
- (4) 迷彩服での市街地行進など、国や自衛隊及び在日米軍の戦争遂行を目的とする軍事訓練とこれに伴う業務について中止すること。
- (5) 自治体が保有する住民個人情報を軍事目的のために提供しないこと。自衛隊は、住民基本台帳の15歳から18歳のデータ提出要請をやめること。
- (6) 自治体職員の自衛隊への体験入隊研修を行わないこと。

5. 政党助成金、小選挙区制を廃止し、民主主義を拡充すること

- (1) 衆議院小選挙区制度を廃止し、民意が正確に反映する選挙制度とすること。
- (2) 議会制民主主義を蹂躪し、民意を削る衆議院比例定数削減は行わないこと。
- (3) 国政選挙において、定数増などにより「一票の格差」を是正し、民意の反映する制度に改善すること。
- (4) 「金権腐敗政治」の温床となっている企業・団体献金を禁止すること。
- (5) 国民の思想・良心の自由を侵害する「政党助成金」を廃止すること。
- (6) 自治体労働者の政治活動・選挙活動の自由を保障すること。罰則規定を設け、自治体労働者の政治活動を規制する地方公務員法改悪は行わないこと。
- (7) 盗聴や司法取引制度を認めた刑事訴訟法等の改悪を元に戻すこと。
- (8) 主権者たる国民が選挙権を行使するにあたって判断材料が十分提供されるよう、自由で公正な選挙・政治活動が保障されるよう公職選挙法の抜本改正を行うこと。

V. 災害被災地の一刻も早い復旧復興を

1. 復旧復興に向けての基本要求

- (1) 東日本大震災をはじめとした災害被災地の復旧復興は、被災者の生活と生業の再建、地元の中小業者、農林水産業者の経営再建を第一に行うこと。
- (2) 復旧復興に関わる財源を国の責任で確保し、被災自治体へ負担を押し付けないこと。被災地の復旧復興に結びつかない事業への復興予算の流用を行わないこと。
- (3) 被災者本位の復旧復興を早急に進めるため、行政の「縦割り」による弊害を改め、旧来からの「運用」「慣行」を見直し、現場の実態やニーズに見合った実効ある支援策を図ること。
- (4) 復興・創成期間（2020年度）終了後も、すべての自治体で復興が完了するまで、震災復興特別交付税を継続・拡充し、復興に必要な財源を国の責任で全額保障すること。

2. 住宅再建をはじめとした居住環境を抜本的に改善し、被災者が早急に仮設住宅から移住できるようにすること。

- (1) 被災者生活再建支援法を改正し、被災者生活支援金は全額国補助とするとともに、支援対象は半壊世帯も含めるなど拡充を図ること。生活支援金は、基礎支援金を200万円（現行100万円）に引き上げ、加算支援金を300万円以上とし、合計500万円以上を住宅再建や改修に使えるよう

にすること。また、支給対象は半壊世帯も含めるなど拡充を図ること。

- (2) 被災者が早期に住宅建設ができるように、国は自治体の用地確保への支援を抜本的に強化すること。
- (3) 希望者全員が災害公営住宅に早期に入居できるよう、国は支援を強化すること。災害公営住宅を早期に建設するために、国は自治体の用地確保、建設事業などへの支援を抜本的に強化すること。災害公営住宅の維持管理について国は自治体への財政支援を行うこと。災害公営住宅は、購入を希望する住民に売却できるようにすること。
- (4) 仮設・みなし仮設住宅は、災害救助法に基づく貸与期間（2年間）ではなく、被災者の新たな居住場所が決まるまで延長すること。また、各仮設住宅に、断熱・結露対策、防音対策の強化、雪止めの設置、電気回路増設など居住環境を改善すること。
- (5) 住宅再建、まちづくり事業、防潮堤や漁港の整備などで最大の課題となっている用地確保に関して、大震災特例などで県や市町村が責任を持って用地を確保し活用できる制度を確立し、手続きの簡素化を図ること。
- (6) 防災集団移転事業（防集）は新たなまちづくりの事業であり、そこへのアクセス道路や集落を結ぶトンネル工事などが「浸水・被災」していないと復興交付金事業の対象となっていないことから、従来の法律にとどまらない対策を図ること。
- (7) 「液状化対策推進事業」にあっては、東日本大震災における液状化による住宅被害の実態に鑑み、民間家屋の液状化対策に国として助成を行うこと。
- (8) 被災者が暮らす地域に必要な公共設備（街路灯、公衆電話、郵便ポスト、集会所など）を整備すること。
- (9) 病院、役場、金融機関などの公的施設や買い回りに不便な仮設住宅団地にあっては、入居者の利便を図る交通体系を整備・充実させること。
- (10) 仮設住宅入居者の孤立を防ぐため、保健師等による見回り・健康相談等をいっそう強化すること。国はそのための財政支援等を行うこと。
- (11) 仮設住宅内や災害公営住宅、再建住宅への移動に伴う引っ越し経費を災害救助費の対象とし、国と自治体が負担すること。
- (12) 復旧復興を進めるため、地籍整備を早急に進める施策を抜本的に強化すること。
- (13) 迅速な災害廃棄物処理を進めるため、災害廃棄物処理特措法に基づき国が直轄処分を行うこと。

3. 被災地における生業再建、雇用確保と地域経済の再生を図ること

- (1) 生業の再建を希望する企業や事業者に対するグループ補助等の支援策を継続し、個人事業も含めた支援などを拡充すること。
- (2) 被災地域の個人事業者、中小零細企業に対して、事業の復旧のため、使用目的を施設・設備の復旧費用に限定しない、補助金支給制度を新設すること。
- (3) 復興事業が被災者の生活再建や生業復興に生かされるよう、被災地における公契約条例の制定や最低賃金を引き上げること。2省協定に基づく設計労務単価を労働者の賃金に反映させること。
- (4) 復旧復興工事については分割発注を行うなど、地元業者が参加できるよう万全を期すること。自治体として復旧復興事業において、被災者の雇用を促進すること。雇用にかかる費用は国が負担すること。
- (5) 被災した鉄道は、地元負担を押し付けることなく、国の全面的な支援により早期に復旧させること。

- (6) 東日本大震災事業者再生支援機構の相談窓口を各地の商工会議所、商工会、農業協同組合、漁業協同組合に設置すること。
- (7) 中小企業組合等協同組合等災害復旧事業については、申請や認定要件に関わる要件を緩和して、できる限り多くの申請が認定されるようにすること。
- (8) 民間企業に対する第一順位の特定区画漁業権を設定する復興推進計画の認定は、地元漁業組合の意向を最大限尊重すること。
- (9) 復興整備計画に基づく開発許可や農地転用の特例は、十分な地元説明と協議を前提とすること。
- (10) 震災復興にあたって、「国土強靱化」と称する不要不急な公共事業を行わないこと。

4. 被災者の医療、介護、生活支援の拡充を

- (1) 被災者の医療費・介護保険等の一部負担金（利用料負担）の免除が継続できるよう、国は財政支援を行うこと。
- (2) 被災ローンの処理について、被災ローン減免制度に代えて、被災直後から利用が可能で、中立の機関が運営を行い、かつ、その弁済計画案については法的拘束力を持つ法制度を新設すること。
- (3) 被災者に苛酷な税負担を押し付ける消費税率の引き上げは行わないこと。復興財源確保のため、法人税率の引き下げや証券優遇税制を見直すとともに、大企業や資産家に適正な課税を行うこと。
- (4) 被災自治体の復興に係る財政需要の増加及び被災者に対する各種減免措置等による減収等を考慮して、特別交付税を措置すること。また、国庫補助金・負担金、地方交付税等の前倒し交付等の措置を講じること。
- (5) 災害弔慰金の支給について、災害関連死が広く認定されるように、調査すべき事実を具体的に掲げた明確な認定基準を設け、これを被災者にも明らかにするとともに、自治体は基準を被災者に知らせるとともに、弾力的な運用により広く認定すること。
- (6) 被災地域における相続手続が未処理の不動産について、復興に資するため、迅速に自治体が購入できるようにする特別法を新設すること。
- (7) 被災者の健康・心のケアのため、保健師、心のケアチーム、看護師、保育士、ホームヘルパー等による訪問事業を強化するとともに、国は必要な財源措置を行うこと。
- (8) 震災津波被災体験をした子ども心のケアに全力をあげること。震災孤児の精神的ケアのため専門家のカウンセリングを行うこと。震災孤児に対する長期的な生活・経済的支援を行うこと。

5. 教育・医療・社会福祉施設を、住民本位で復興すること。

- (1) 教育・医療・社会福祉施設等の復旧補助については、補助率の大幅引き上げ、補助対象経費の拡大、施設の防災機能強化に係る経費、土地取得費・造成費等も補助対象とすること。
- (2) 被災した社会福祉施設、病院等の再建・改修を行うために、必要な特別措置を行うとともに、仮設病院での入院施設の整備をはじめ、代替施設での障害者・高齢者、児童、患者の権利が保障されるよう特段の措置をとること。
- (3) 震災により運営できなくなった社会福祉施設等の運営を支えるため、特別の財政措置を行うこと。また、広域避難等で園児が離散した保育所、幼稚園にあっては、運営経費を国が全額負担すること。保育士、教諭、保育給食調理員等を継続的に雇用できようようにすること。
- (4) 保育所、幼稚園等の基盤整備にあたって、「認定こども園」等とすることを条件とするなど、子ども・子育て支援新制度による特定の施策を前提とする復興計画を事業採択要件としないこと。
- (5) 復興庁は、2020年度での廃止ではなく、一刻も早い復興を成し遂げられるよう、原発事故、震

災、津波を含む省庁横断することへの対応する組織として継続し、ワンストップでの対応をすること。

6. 復旧復興に全力をあげる自治体・公務公共関係労働者の健康をまもり、必要な人員を確保すること。

- (1) 被災自治体が、正規職員での運営を基本に支障なく公務公共サービスの提供と復旧・復興事業の推進ができるよう、国や都道府県に対して財政措置をはじめとした支援を強化すること。
- (2) 盛り土をはじめとする、土地整備が整い、本格的な復興事業がすすめられているが、医療機関、保育所や介護施設など、住民生活に必要な社会保障に関わる施設が不足していることから、人が戻らないといった問題も起きている。国が主導し、社会保障に関わる施設を行政が責任を持って建設と運営等すすめ、住民が安心して住める地域の整備を行うこと。また、自治体が取り組む「空き地対策」に対して必要な財政支援をおこなうこと。
- (3) 派遣職員についての被災地からの要望については、国が責任を持って必要な人員の確保に全力を挙げること。
- (4) 被災自治体の職員採用、派遣職員の受入れ等を全額国が負担する震災復興特別交付税を復興が完了するまで継続し、拡充すること。
- (5) 献身的に被災者の生活を支え、復旧復興事業に携わる自治体・公務公共関係労働者や、派遣された自治体・公務公共関係労働者の健康保全、メンタルヘルスケアに万全を期すこと。また、地方公務員災害補償基金等が行うメンタルヘルス事業等について自治体への周知をていねいに行うこと。
- (6) 福島原発の周辺自治体での職員の確保や放射線被害に対する不安に対して、国や当該自治体は責任を持って対応すること。また、メンタルヘルス対策を充分にとること。
- (7) 震災復興で奮闘してきた任期付職員等を任用期間終了とともに一律的に雇い止めすることなく、現地での職業あっせんなど、雇用継承を図ること。
- (8) 被災した非正規雇用労働者に対して特別休暇制度の設立など正規職員と均等待遇とすること。

7. 東日本大震災を踏まえて、防災計画を見直し、安全・安心まもる自治体をつくること。

- (1) 自然災害や原発事故等から国民の生命、財産を守るために、国と自治体の防災体制・災害救助体制の確立と連携・救急体制の強化を図ること。
- (2) 自然災害の想定を、最新の知見に基づいて引き上げ、原子力災害も想定して地域防災計画・避難計画を策定すること。計画の見直しに当たっては、住民のいのちと安全、健康、暮らし、財産の被害を最小限にとどめ、高齢者、障害者、子ども等、社会的弱者の安全・安心確保を第一にすること。
- (3) 東日本大震災において、「構造改革」による地域経済の破壊、地域の衰退が過疎化、高齢化を推進し、住民の安全を脅かしたことを踏まえ、農林水産業や中小商工業など地域に根ざす産業をいかした地域経済の振興を図ること。
- (4) 公務・公共サービスと住民のコミュニティが住民の安全を守った東日本大震災の教訓をふまえ、住民のいのち、暮らしを守るため、住民コミュニティの形成と公務・公共サービスを拡充すること。
- (5) 個人住宅の耐震化を進めるため、耐震化助成を制度化するとともに、低利の融資制度をつくること。学校、保育所、集会所など、公共施設の耐震化を進めるとともに、避難所となる公共施設の耐震化を、国が責任をもって推進すること。

8. 消防力の充実・強化を図ること。

- (1) 東日本大震災を教訓に、消防の装備、燃料等の備蓄、道路網、通信連絡網の確保を進めること。

- (2) 糸魚川大火災などをふまえ、大規模火災に対応できる消防体制の整備を行うこと。
- (3) 今日の消防の救急出動多発に対応し、救急出動態勢の強化を図ること。「消防力の整備指針」に基づく消防職員や消防車両等の必要数に対する整備率が 100% となるよう消防職員を増員すること。また、具体的な改善にむけた財政措置を行うこと。
- (4) 国は、自治体が必要な消防職員を配置できるように財政的措置を講じること。各地方自治体の消防力の整備状況について毎年、消防本部単位での情報公開を徹底すること。
- (5) 災害情報など住民の生命、身体、財産に関わる重要な情報について、地方自治体と消防本部に情報を提供すること。
- (6) 消防組織法の「改正」による消防組織の合併は、「市町村の消防は、消防庁長官又は都道府県知事の運営管理又は行政管理に服すことはない」という自治体消防の原則を破壊するものであり、自治体に強要、誘導をしないこと。
- (7) 市町村の合併に伴う、消防署・出張所の縮小・統廃合は周辺地域における消防力の低下をもたらすものであり行わないこと。
- (8) 「市町村の消防の広域化」については、消防組織法第 1 条「消防の任務」遂行に支障をきたさないよう配慮し、いっそう市民の生命・財産を守り、被害軽減のための施策を充実させること。消防の広域化をした場合でも、消防組織法第 1 条に基づき、その任務遂行に支障をきたさないよう配慮し、人員や車両の配置はもとより、消防署、分署、出張所など、住民の安全と財産を守る観点から充実させること。
- (9) 地域防災強化のために、初動対応として期待されている地域工務店等の重機不足に対する抜本的な対策を行うとともに、消防団組織の充実、機材の整備を促進すること。消防団員の待遇改善及び惨事後の心のケア対策を強めること。
- (10) 自治体消防の変質につながる「国民保護計画」推進を自治体に強要しないこと。国民の命と財産を守る消防・防災政策強化のための予算を確保するとともに、「有事」を想定した対応は行わないこと。
- (11) 団結権がないもと、深刻な事態となっている消防職場のパワハラ・セクハラの抜本的な解決にむけて、幹部への研修、人権教育、第三者による相談機関の活用など、実効ある対策を講じること。
- (12) すべての消防職員が安心して働き続けられる職場環境を築くためにも、消防職員委員会を充実させ、民主的な運営を行うこと。

VI. 原発ゼロの実現と原発事故の収束を、再生可能エネルギーの普及促進と地球温暖化防止対策の強化を

1. 原発ゼロへ、原子力行政を抜本的に見直すこと

- (1) 政府が原発の「安全神話」に陥り、福島第一原発事故を防ぐことができなかったことについて真摯な反省をし、原発ゼロを前提にしたエネルギー政策に転換すること。
- (2) 原発を「重要なベースロード電源」と位置付けた「エネルギー基本計画」と、2030 年の原発の比率を 22%~20%としたエネルギーミックス方針を撤回すること。
- (3) 原発の再稼働、新增設は行わないこと。すべての原発を廃炉にすること。
- (4) 原子力の軍事利用に道を開く、原子力基本法基本方針の「安全保障」目的を削除すること。
- (5) 危険な原発を世界に拡散する原発の輸出を行わないこと。

- (6) 欧米の規制基準と比べても安全対策の規制が緩い原子力規制委員会の「新規制基準」を抜本的に見直すこと。規制基準に「実効ある避難計画の策定」を盛り込むこと。
- (7) 構造的に脆弱な屋根の下に設置されている燃料プールの安全対策を強化すること。燃料プールの耐震補強を行うこと。
- (8) 危険性が高いプルサーマルなど、プルトニウム利用の核燃料サイクル政策は中止すること。試運転中も事故が続き、使い道のないプルトニウムを製造する六ヶ所再処理工場を廃止すること。東海研究開発センター核燃料サイクル工学研究所を廃止すること。
- (9) 原発の規制機関である原子力規制委員会は、IAEA（原子力規制機関）の国際基準に基づき、強力な権限と体制をもつ独立した行政機関として機能させること。
- (10) 電源立地地域対策交付金を抜本的に見直し、原発立地自治体及び原発周辺自治体において、原発なしで地域経済と自治体財政の再建ができるように支援を行うこと。原発が停止している立地自治体への電源立地地域対策交付金を減額するなど、財政を通じた再稼働の強要、誘導は行わないこと。

2. 原子力防災・避難体制を確立し、自治体に原発稼働の同意（不同意）権を確立すること

- (1) 国の責任で、原発事故から住民の生命、安全を守る実効ある避難計画および避難者受入れ計画を策定すること。
- (2) 避難計画を策定する地域の範囲（UPZ）を、福島第一原発事故の教訓をふまえ、避難が必要とされるすべての地域に範囲を拡大すること。
- (3) 原発事故への対応が求められる自治体へ、財政、技術、人員などの支援を強化すること。
- (4) 原発事故の被害が想定されるすべての自治体に、①再稼働の同意権（不同意権）、②電力会社との交渉権を保障するように、国や都道府県として必要な措置をとること。少なくとも国が避難計画の策定を義務付けているUPZ圏内の自治体には保障すること。
- (5) 原発事故への対応にSPEEDIを活用すること。

3. 福島第一原発事故収束と放射性物質の汚染状況の公表と除染、安全処理を行うこと

- (1) 政府は「事故収束宣言」を直ちに撤回し、政府の全責任で、汚染水対策など原発の事故収束作業を行うこと。福島第一原発事故の原因を徹底究明し、事故の収束を図り、施設の安全を確保すること。
 - ① 使用済み核燃料貯蔵プール冷却システムの停止、貯水槽からの汚染水漏れなど、一連の原発重大事故について原因を徹底究明し、再発防止と施設の安全確保を図ること。
 - ② 汚染水の海洋投棄を行わず、安全に処理すること。
- (2) 原発事故からの復旧復興を図るために、放射性物質の除染に国として全面的に責任を負うこと。
 - ① 地方自治体が行う除染作業を全面的に支援すること。
 - ② 手抜き除染を根絶し、国や自治体の基準に基づく除染を速やかに進めること。
 - ③ 放射性廃棄物等について、中間及び最終処分場を確保すること。
- (3) 福島第一原発廃炉作業の従事者、除染作業、下水道処理施設汚泥処理および産業廃棄物処理従事者の被ばく防護、労働安全衛生の取り組みに万全を期すること。また、日手当等の収奪（ピンハネ）や、労働基準法、労働安全衛生法など労働法令違反の実態を調査し、違法行為はただちに是正指示すること。

- (4) 放射性物質汚染の空間測定にとどまらず、地上測定も含めて「汚染マップ」をつくって測定結果を公表すること。福島第一原発事故におけるSPEEDI運用の機能不全を総括し、万全な監視業務体制を確立すること。
 - (5) 土地の放射性物質汚染の実態について、長期間詳細な調査を行うこと。海、湖、河川、簡易水道の水源地を調査すること。経費については、国として責任をもつこと。
 - (6) 国として、全ての農産物・畜産物・海産物の継続的な検査体制を構築すること。そのための必要な機材を地方自治体に配備すること。学校給食の食材の検査を行うこと。
 - (7) 下水道処理施設などに、長期に渡り仮置き、滞留されている汚泥について、国の責任で中間・最終処分場を確保して搬出すること。周辺住民の健康・環境保全につとめること。
 - (8) 地方自治体（市町村）が管理する一般廃棄物処理施設及び民間の産業廃棄物処理施設等から発生して仮置きをしている放射性物質に汚染された焼却灰は、国の責任で中間・最終処分場を確保して処理すること。
 - (9) 放射性物質に汚染された廃棄物や土壌等は安全管理を徹底し、国の責任で処理すること。
- ① 放射性セシウム濃度が100ベクレル/kgを超える廃棄物や土壌等は、国と東京電力の共同責任で、IAEA及び原子炉等規制法に基づく基準で処理をすること。全国への運搬、焼却、最終処分は行わないこと。
 - ② 放射性セシウム濃度が100ベクレル/kg以下の廃棄物や土壌等も、国の責任による処理を基本とすること。国は災害廃棄物の直轄処分場を被災地に建設するとともに、焼却炉の新設を求める被災自治体の要請に迅速かつ誠実に対応して支援をすること。
 - ③ 被災地以外の自治体で広域処理を行う場合においても、放射性物質の汚染状況等について徹底した情報公開を行い、住民の合意を前提とすること。

4. 原発事故に伴う健康保全に万全を期すること

- (1) 国は、原発事故周辺住民の安全対策、健康対策等に全面的に責任を持つこと。希望する全国民に健康調査を行うこと。健康調査は問診・血液検査にとどまらず、内部被曝対策としてWBC検査を行い、長期に渡り診断結果を管理・保管すること。行動・健康調査記録等を記載する健康手帳を交付すること。
- (2) 福島県が独自に実施する県民への健康対策についても人的・財政的な支援を行うこと。
- (3) 放射性物質の健康への影響について、繰り返し国民に説明するとともに、丁寧な情報開示に努めること。子どもの放射線被ばく検査を抜本的に強化すること。

5. 原発事故の被害者に対する全面賠償を行うこと

- (1) 福島第一原発事故被害者への帰還強制や、損害賠償・支援等の打ち切りを行わないこと。原発事故によって被った被害の全額を東京電力に賠償させるとともに、国として被害者の賠償請求を支援すること。「安全神話」を振りまき、国策として原発を推進してきた国として、被害者の賠償に共同の責任を負うこと。原発の安全神話を理論付けてきた科学者や原発による利益を享受してきた企業にも副次的な責任を負わせること。
- (2) 福島第一原発の廃炉や損害賠償・除染などに係る費用について、再生可能エネルギーの電力料金への上乘せをはじめ、電気料金の値上げや税金投入などで国民に負担を転嫁するのではなく、東京電力に負担を求めること。
- (3) 原発事故による避難者への賠償は、国が指定した「避難区域」外の避難者も対象とし、避難により生じたあらゆる負担（避難費用、二重生活等による生活費増など）や損害（避難中の盗難、家屋・建物の劣化、避難生活による精神的被害など）を全面賠償すること。また「避難区域」内にと

どまった人の生活困難や精神的苦痛などの損害に対しても全面賠償をすること。

- (4) 風評被害を含め被害を受けた農林水産業者、原発事故で避難や事業休止、廃業を余儀なくされた中小業者、解雇・休業に追い込まれた労働者に対して、東京電力と国の責任で生活費と事業継続・再建費用を負担すること。東京電力は、被害を受けた事業所が元の状態に戻るまで就労不能賠償を継続すること。
- (5) 福島原発事故からの自主避難者に対する住宅無償提供や原発事故の慰謝料支払い打ち切りを行わず、自主避難者の生活と権利を守ること。
- (6) 安全が確認できず、除染労働従事者の労働安全衛生基準（年間 5.2 ミリシーベルト）よりも緩い「20 ミリシーベルト以下」の数値を、安全指標や避難指示解除、賠償・支援などの基準として押しつけないこと。
- (7) 東京電力が被害者に全面賠償をするまでの間、国が被害者に対して仮払いを行うこと。被害者の債務返済猶予も含めて、国が被害者の債務を一時的に肩代わりする措置をとること。農協や中小企業者等の仮払金を増額すること。
- (8) 原発事故により、長期的な区域外移転を余儀なくされている自治体の行政機能を確保するために、国として全面的に支援すること。

6. 原発をゼロにして、再生可能エネルギーを推進すること

- (1) 地球温暖化防止に向けて、1990 年比で 2020 年までに温室効果ガス 25%削減を実現するための省エネルギーに向けた達成目標をエネルギー基本計画に明記すること。
- (2) 国の原子力推進関係費等を再生可能エネルギー普及予算に組み替え、再生可能エネルギー設備の設置に対する財政支援を強化するとともに、固定価格買取制度に係る賦課金の減額を行うこと。
- (3) 電力会社の買取抑制を拡大した経済産業省の省令「改正」を撤回し、再生可能エネルギーによる電力の全量買い取りを電力会社に義務付けること。住民、小規模事業者が再生可能エネルギー事業に参加しやすいように固定価格買取制度を長期間にわたって継続し、また制度を改善すること。
- (4) 電力事業者は、原発推進のための広告宣伝費、寄付金等を電力料金に加算しないこと。国は、電気事業法で定める電力料金の総括原価方式を根本から改めること。
- (5) 電力を「公共財」と位置付け、国の責任で送電施設を管理すること。
- (6) 再生可能エネルギーを普及させるための基盤整備を行うこと。
 - ① 電力事業者は火力・原子力発電よりも再生エネ電力への優先接続を義務化すること。
 - ② 送電網を強化するため、電力事業者は系統拡張を義務化すること。
 - ③ 電力会社による配電網独占を排除し、発電・送電分離を資本の分離と併せて行うこと。
- (7) 再生可能エネルギー普及のための技術開発援助に取り組むこと。特に中小企業の技術開発を支援すること。
- (8) 再生可能エネルギーの固定価格買取制度を活用し、地方自治体において再生可能エネルギー政策が推進されるように国として技術的・財政的支援を強めること。
- (9) 再生可能エネルギーの事業を、地域の雇用拡大、地域経済の振興と一体で推進すること。
- (10) 住民・地元事業者が主体となり、再生可能エネルギーの事業が、地産地消、小規模分散、地域循環で進められるように、国は地方自治体、住民、地元事業者への支援を行うこと。
- (11) 地方自治体において次の取り組みを推進するとともに、国は財政支援等を行うこと。

- ① 再生可能エネルギーを推進する基本計画を、住民、地元事業者と協力して策定すること。
- ② 自治体に担当部署を配置し、専任の職員を配置すること。
- ③ 自治体は住民、地元事業者が主体となる推進組織の設立、活動を支援し、連携・協力すること。
- ④ 地域の自然、地理、産業を調査して、活用できるエネルギーを発掘すること。
- ⑤ 住民、地元事業者の再生可能エネルギー事業を支援するために、自治体として、相談窓口の設置、技術・人材育成の支援、各種許認可に関わる行政手続きの支援、補助金や融資など財政支援、入札・契約を活用した支援を行うこと。
- ⑥ 自治体の施設を活用した再生可能エネルギー事業を推進するとともに、地域の環境教育に生かすこと。
- ⑦ 自治体として省エネルギー、省電力化を進めること。

7. 産業界の規制を強め、地球温暖化を防止し、地球環境を保全すること

- (1) 地球温暖化防止対策について、政府として対策を強化すること。
 - ①世界の平均気温の上昇を産業革命以前に比べ2度未満に抑えるとするCOP 21の「パリ協定」をふまえ、日本政府として実効ある削減目標を策定し、実施を図ること。
 - ②原子力発電は、いったん事故が発生すれば最悪の環境破壊をもたらすものであり、「温暖化防止」を口実にした原発推進は行わないこと。
 - ③温暖化ガスの6割を占める大量排出産業（火力発電所、高炉製鉄所など）に対し、排出削減目標を義務化すること。
 - ④石炭、火力への依存をやめ、再生可能エネルギーの普及目標を引き上げること。
- (2) 大量生産—大量消費—大量廃棄（大量リサイクル）型社会から、環境保全、資源循環型社会システムに転換すること。産業界への規制強化、国の法整備など実効ある対策を行うこと。
- (3) 地球温暖化防止、環境汚染予防、資源保護の観点から、脱焼却、脱埋立を進め、発生抑制・生産規制の政策に転換すること。そのため、拡大生産者責任を強化し環境税を賦課すること。また、温室効果ガスの大量排出につながる廃プラスチック焼却方針を転換し、材質の転換、発生抑制を図るため法規制を行うこと。
- (4) 家電リサイクル法の処理費用の前払い方式を維持するとともに、不法投棄家電を産業界の負担として、無料で引き取るようにすること。
- (5) 地方自治体の清掃業務に係る地方交付税は、自治体直営の経費で算定し、トップランナー方式はやめること。
- (6) 水資源の安定供給と安全確保のため、水源地域における産業廃棄処分場などの立地規制強化と地下水を公共財とする法改正を行うこと。

Ⅶ. 消費税増税に頼らず社会保障を拡充させること

1. 消費税増税・社会保障制度改革推進法を撤回すること

- (1) 社会保障は憲法 25 条に基づき国の責任で充実をはかるとともに、その財源は、低所得者ほど負担の重い消費税ではなく、大企業や富裕層にこそ応分の負担を求めること。「税と社会保障の一体改革」を見直し、社会保障制度改革推進法やプログラム法の廃止、消費税増税は中止するよう関係機関に働きかけること。

- (2) 消費税率 10%引き上げを中止すること。また、当面、食料品・医療品など日常生活必需品を非課税とすること。
- (3) 法人税法法定税率（現行 30%）を 1989 年水準（43.3%）に戻し、大資産家への優遇税制を正すこと。また、タックスヘイブンを利用した課税回避に対し有効な手段を講じること。
- (4) 所得税については、生計費非課税の原則に立って、基礎控除の大幅な引き上げを行い、たんに増税となる税控除見直しは行わないこと。所得税・住民税の課税最低限度額を引き上げること。
- (5) 資産性所得課税の強化を図ること。株式配当への課税など、金融資産課税の軽減を元に戻し、分離課税ではなく、総合課税とすること。相続税の税率を大幅に増やすこと。
- (6) 中小企業に負担の重い所得型付加価値基準の導入など外形標準課税を強化しないこと。
- (7) 「社会保障・税番号（マイナンバー）制度法」は、社会保障給付を絞り込むための仕組みであるとともに、個人情報情報を国が一括管理するものであり、ただちに運用を中止し廃止すること。

2. 国民の生存権を保障する生活保護制度を拡充すること

- (1) 国民の「生存権」を侵害する 2013 年生活保護改正は抜本的に見直すこと。国会答弁での「現行の運用を変えるものではない」の趣旨を踏まえ法改定前の運用で行うよう現場に徹底するとともに、元の条文に戻す改正を行うこと
- (2) 生活困窮者自立支援法により生活保護の申請権を阻害しないよう徹底するとともに、各事業の国庫補助率を上げ、セーフティーネットとして全国で実施されるようにすること。また、申請者に対する申請書交付拒否、プライバシー侵害の一括同意書の徴収など、「面接水際作戦」がなくなるよう必要な指導を行うこと。
- (3) この間の生活扶助基準の引き下げを撤回し、住宅扶助基準の引き下げ、冬季加算の削減、老齢加算などの回復・復活をはかり、引き下げられたナショナルミニマムを回復すること。また、2018 年 10 月から予定されている生活扶助費の削減は行わないこと。
- (4) 生活保護基準改定にあたっては、現在の第 1・十分位層との比較方式を抜本的に見直すこと。また、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議を確実に実行し、憲法が保障するナショナルミニマムが国の責任において維持されるよう十分に留意すること。
- (5) 「医療扶助の制限」や「調査・指導権限の強化」として、資産調査の拡大は行わないこと。また、一律 1 年に 1 回の資産申告を求める実施要領の改正は撤回すること。あわせて生活保護利用者の基本的人権に係る自己決定権を尊重し、生活保護法「改正」に伴う後発薬（ジェネリック医薬品）の義務づけを廃止すること。
- (6) 職員による不適切事案とされた小田原市ジャンパー問題を教訓にし、「受給者の立場や心情を理解し、支援が必要な人に確実に保護を実施」するために必要な生活保護の実施態勢を確保し、セーフティーネットとしての生活保護制度を確立するため、生活保護ケースワーカーの担当世帯標準数を 60 対 1 に改善すること。また、標準数では実効性に乏しいため法定数に戻すこと。
- (7) 生活保護制度に対する国の責任を堅持するとともに、生活保護に関する扶助費・人件費等を交付税措置ではなく全額国庫負担とすること。
- (8) 「東北地方太平洋沖地震による被災者の生活保護の取扱いについて」（平成 23 年 3 月 17 日・同 29 日・5 月 2 日付け通知）に基づき、その後の熊本地震・西日本豪雨などの被災者に対する適切な生活保護を行うこと。
- (9) 生活保護への有期保護制度の導入や、医療費一部自己負担制度の導入を行わないこと。
- (10) 生活保護申請にあたりリバースモーゲージによる貸付の優先は行わないこと。
- (11) 一定額以下の貯金・財産の保有を認め、自立につながる生活保護制度に改善すること。
- (12) 生活保護法本来の運用を徹底し、漏給をなくすため、「ホームレスに対する生活保護の適用につ

いて」(平成15年7月31日付厚生労働省保護課長通知)「雇用状況悪化に対する福祉事務所の相談援助体制について」(2008年12月22日付、東京都)などに基づく運用を行なえるよう、国として自治体との連携をすすめること。

(13) 生活保護基準の削減が最低賃金、就学援助、住民税非課税限度額等に影響を及ぼさないよう必要な措置を行うこと。

3. 安心できる介護保障制度への改善と、介護関係労働者の処遇を改善すること

(1) 国の責任で介護保険制度のサービス基盤の拡充を図り、住民が費用負担の心配なく必要なサービスを受けられるようにすること。当面、利用料を原則1割に還元すること。

(2) 次期介護報酬の改定にあたっては、2015年の大幅なマイナス改定に伴う介護事業への影響に鑑み、「事業経営の安定性の確保」「介護サービスの充実・質の向上」「介護従事者の抜本的な処遇改善」に資する水準の報酬とすること。

(3) 介護保険制度の拡充、保険料引き下げ、介護労働者の安定確保と適正な労働条件整備のため、介護保険財政に対する国の負担割合を5割から7~8割に引き上げるとともに、以下を実施すること。

① 大幅に縮小された保険料の低所得者対策を計画通り実施すること。さらに標準保険料は5千円以下とすること。

② 現役並み所得の利用者への「3割負担導入」と一般世帯の負担上限額引き上げは行わないこと。

③ 生活援助の基準・報酬切り下げ、福祉用具貸与費の上限額設定は行わないこと。

④ 介護福祉士の国家試験の受験のための条件として、介護保険適用者の対応だけでなく、介護保険適用となっていない介護予防の高齢者の対応を行う労働者の実務時間についても含めるよう改善すること。

(4) 介護労働者の処遇改善と人材確保のため以下を実施すること。

① 介護労働者の賃金を、時間額1500円、年収300万円以上とすること。処遇改善加算・調整交付金の財源は一般財源で別枠確保すること。

② 介護施設の面積・定員等の基準については「地方分権」「規制緩和」の名による自治体裁量とせず、国として最低基準を厳守すること。

③ 介護施設の人員配置基準を3対1(実態は2対1)から1対1に引き上げること。夜勤は3交代複数配置を原則にすること。

④ ホームヘルパーの登録型雇用は廃止すること。施設への派遣労働は禁止し直雇用とすること。

⑤ 介護職員の過重労働の要因ともなっている複雑な文書業務の簡素化を図ること。また、ケアマネージャーや介護福祉士の研修費等については公費で賄うこと。

(5) 「地域支援事業」「新総合事業」について以下を実施すること。

① 財源を抑制していくやり方は取りやめ、自治体に必要な財源を確保すること。

② 地域包括支援センターを委託する場合は、非営利法人とし、営利法人への委託は禁止すること。

③ 訪問型サービス・通所型サービスについては、無資格労働者の活用を行わないこと。

④ 多様なサービスは専門職のサービスを補完するものとして、要支援認定を受ければ自立支援のために両方活用できることを自治体・利用者に周知徹底すること。

⑤ 専門職によるサービスが必要かどうかは、身体介護・生活援助などの形態ではなく、利用者の個別の状況・ニーズにより判断することを自治体に周知徹底すること。

⑥ 専門職か地域支え合いサービスを利用するかの選択・決定権を利用者に認めること。

⑦ 介護保険からの「卒業」を強制する方向に導く、自立支援の自治体への財政的インセンティ

ブについては廃止すること。結果として起きている自治体窓口での申請抑止や当事者間で合意されたケアプランへの保険者からの介入・助言は、介護保険制度の根幹に関わるものであり、最小限に留めること。やむを得ない場合事由による介入・助言は、真に必要な支援が提供されているかという視点のみで行うよう、各自治体に徹底すること。

(6) 介護施設の基盤整備・充実について以下を実施すること。

- ① 特別養護老人ホームへの入所資格要件を元に戻し、必要とするすべての待機者問題を解決するため、緊急に整備計画を立てるとともに、補助額を増額すること。
- ② 都市部での待機者問題の解決のため、小規模特養ホームの運営費を助成すること。
- ③ 特養ホーム入居希望者に不当な所得・資産制限を行わないこと。
- ④ 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）にも、介護保険施設同様に食費・居住費の減額制度を適応させること。
- ⑤ 自立（非該当）と要支援Ⅰ、Ⅱの高齢者を混在させて介護サービスを行うにあたって、専門の設備を備えた施設と専門職としての介護労働者の配置を行うことを制度化すること。

(7) 自治体による「同居家族」「外出」「通院介助」「福祉用具」等に対する、行き過ぎた利用制限を是正すること。

(8) 利用者・介護労働者の安全・安心を確保するために、医療的ニーズの高い利用者に対しては、看護師等の増員を図り、介護労働者に医療行為を行わせないこと。

(9) 介護の質向上のため、常勤換算方式については、正規職員雇用を基本とした人員配置基準に改めること。

(10) 人事考課・総人件費抑制につながるキャリア段位制度は見直すこと。

(11) 介護事業所における労働基準法令遵守、育児・介護休暇制度の実施を徹底すること。労働安全衛生委員会の設置・衛生推進委員の選出を徹底するよう指導すること。

(12) 大阪北部地震や西日本水害、北海道胆振東部地震など、災害により被災した介護保険の被保険者に対する利用料の減免期間、食費及び居住等に関する軽減の適用期間を延長すること。

4. 障害者福祉施策を拡充し、障害者の暮らしと人権を守ること

(1) 2016年に改正された障害者総合支援法・児童福祉法は、自立支援法違憲訴訟和解の「基本合意」文書や「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」を踏まえたものになっていないことから、基本合意の実現に向けて、障害者ら当事者の意見を十分に反映させるとともに、制度の運営にあたる市町村の意見も踏まえ引き続き検討すること。

制度見直しにあたっては、「財源問題」や「持続可能性の高い制度」からではなく、「障害福祉サービスはどうあるべきか」という視点で、障害者権利条約に基づき、障害者の生活に不可欠な制度を構築し、必要な財源を確保するという立場に立つこと。

(2) 社会保障に対する国の責任放棄や、障害福祉サービスと介護保険サービスの統合につながる「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現ではなく、憲法が定める国の社会保障に対する責務を堅持し、障害福祉サービスの介護保険制度の統合は行わないこと。また、共生型サービスについては、サービスの質の確保を図ること。

(3) 高齢障害者が安心して生活ができるよう、介護保険制度優先適用規定を撤廃し、65歳以前からの障害福祉サービスの利用水準を維持できるよう、制度を構築すること。2018年度から実施された償還払いによる高齢障害者の利用負担軽減は、当事者にも市町村にも煩雑な仕組みとなるため、抜本的に改めること。

(4) 自立支援給付費の国庫負担基準を廃止し、市町村の実支出額の4分の3を国・都道府県が負担するしくみとして、必要な財源を確保するよう努力すること。障害福祉関連予算について、少なくともOECDの中間位以上に位置するような分配率となるよう予算を確保するとともに、国民の

障害者への理解を高める政策を推進すること。

- (5) 現在は地域生活支援事業の必須事業である移動支援事業について、自立支援給付の個別給付に位置付けること。
- (6) 障害者の所得保障について、障害基礎年金の増額を含め、抜本的に改善すること。
- (7) 2018 年度報酬改定で報酬が大幅に減額された放課後等デイサービス事業について、早急に新たな指標による評価方法を見直し、適切に障害児支援を行っている事業所が事業を継続できるよう、報酬体系の改善を実施すること。また、利用者支援と施設経営に大きな弊害をもたらしている報酬の日額払いを月額払いに戻すこと。

5. 年金制度の改悪を中止し、国庫負担での最低保障年金を創設すること

- (1) 全額国庫負担による最低保障年金制度を創設することにより、無年金者をなくすこと。低年金者への加算を増やし、若者が将来に希望の持てる年金制度にすること。無年金・低年金者に対しては、当面、国庫負担分 3.3 万円を支給すること。また、年金支給開始年齢の引き上げなどの制度改悪は行わないこと。
- (2) 基礎年金への国庫負担率を引き上げること。生存権を脅かし、さらなる減額に道をひらく年金 2.5% の引き下げ改悪法を廃止し、支給額を復元すること。毎年の年金を削減する仕組みである「マクロ経済スライド」は廃止すること。
- (3) パート、派遣、契約社員など非正規雇用で働く人たちの厚生年金加入の加入にあたっては、可処分所得の減を考慮し賃金・報酬の引き上げを行うよう義務付けること。
- (4) GPIF による株式運用をやめること。また、これまで運用により生じた巨額の損失は年金受給者・国民に押し付けることなく、国の責任で給付水準を維持すること。
- (5) 年金機構の個人情報流失や年金過少払い問題など、年金制度運営に対する公的責任を回復するうえで、年金機構を直営にもどし年金業務は国の責任で直接実施する体制をとること。
- (6) 旧社会保険庁職員の解雇を撤回し、業務に精通した職員を活用して国民の期待にこたえる年金業務体制を確立すること。

6. 国民のいのちと健康な暮らしを守るため公衆衛生機能を拡充強化すること

- (1) 義務付け・枠付けの見直しによる公衆衛生に対する国・自治体の公的責任を後退させないこと。
- (2) 「医療費の適正化（削減）」を目的とした現行の特定健診・特定保健指導などのハイリスクアプローチ政策を、「地域丸ごと健康づくり」を目的としたポピュレーションアプローチに改めること。併せて、市町村が主体となり推進するために、市町村公衆衛生の体制・機能は縮小・削減せず、よりいっそう強化すること。
- (3) 地方衛生研究所については、地域性、迅速性及び公共性の立場を守り、科学的・技術的中核機関として「地域保健法」等に必置機関として明記し、一層の充実を図ること。また、自治体直営を守り、広域連合や独法化は行わないこと。
- (4) 保健所の広域連合及び共同処理方式の導入は行わず、保健所の設置基準については「人口 10 万人に 1 カ所（政令指定都市については、1 行政区に 1 カ所以上）」とし、公衆衛生医師の複数配置を始めとする保健所専門職員の充実を図るなど、保健所を公衆衛生の第一線機関として拡充強化すること。また、中核市移管等による新たな保健所設置に際して、保健所として総合的に機能できるように必要な支援を行うこと。あわせて、市町村保健センターを公衆衛生行政機関として必置機関とすること。
- (5) 食品の安全を脅かす事件が多発する現状に鑑み、海・空港検疫所及び保健所の食品衛生監視員の大幅増員を図ること。
- (6) 環境衛生営業の形態の多様化により、当該営業施設に関する安全を求める要求が高まっている。また、違法な民泊への監視・指導を強化するため、環境衛生監視員を大幅に増員し、監視体制を

強化すること。

- (7) 医薬品・健康食品等に関する住民の要求に的確に対応出来るよう、薬務・食品・栄養に関わる職員を増員し、相談体制等を充実強化すること。
- (8) エボラ出血熱や MERS コロナウイルス、デング熱をはじめ、新興・再興感染症から住民のいのちと安全な暮らしを守るため、公衆衛生の第一線機関である保健所の増設及び人員・財源の拡充強化、並びに地方衛生研究所の人員・財源の充実・強化を急ぎ実施すること。
- (9) 公衆衛生の医学的判断の重要性等から「保健所長の医師資格要件の緩和規定」を廃止し、保健所長の医師規定を堅持すること。また、保健所長の兼務解消に努めること。
- (10) 母子保健体制の充実を図ることにより、育児力を高め、子育てしやすい環境整備を行い児童虐待の予防につなげること。そのために必要な保健師等、母子保健に関わる人員体制の充実を図ること。

7. だれもが安心して医療を受けられる制度を確立すること

- (1) 憲法・世界人権宣言や「経済的・社会的及び文化的権利に関する国際規約」に基づく医療・保健を全ての国民に保障すること。「受益者負担・健康自己責任」主義を改め国民の医療・健康に対する国の公的責任を明確にすること。
- (2) 健保本人窓口負担をなくすこと。当面、速やかに、乳幼児から 18 歳まで及び 75 歳以上の医療費窓口負担無料化制度をつくること。かかりつけ医以外の受診に定額負担導入、自己負担上限の引き上げ、75 歳以上の窓口負担 1 割を 2 割とするなどの負担増や制度改悪を行わないこと。
- (3) 後期高齢者医療制度を廃止し、高齢者の医療費の負担軽減を行うとともに公的保険制度で必要な医療を受けられるよう医療保険制度の改善すること。
- (4) 診療報酬の包括制度（定額払い）及び患者負担を増大させる特定療養費化制度の拡大を中止するとともに、診療報酬制度の抜本的改善を図ること。
- (5) 株式会社の病院経営への参入、保険者と医療機関との直接契約、医療保険の給付範囲の縮小、患者申し出制度など混合診療の解禁、医師・看護師の派遣労働の解禁など、規制緩和の名による医療の市場化・営利化・産業化を中止すること。
- (6) 地域医療構想による病床削減や病床機能の分化・連携の押し付け、早期退院の強制につながる「一般病床（急性期）と療養病床（慢性期）への分離」など、実態を無視した画一的な病床再編政策を中止すること。住民や医療労働者を含む協議会等を設置し、地域の要求や実態を踏まえて地域医療計画を民主的に策定できるよう条件整備を行うこと。
- (7) 介護保険の実施に必要な療養型病床の整備目標は、当面、地域医療計画上の「病床規制」の枠外として確保するなど、医療と介護の両面で地域に必要な体制を確保すること。
- (8) 2018 年度から実施されている国民健康保険制度の都道府県単位化を中止し、国民健康保険への国庫補助の増額、保険料の引き下げ、減免制度の拡充、保険証の未交付問題の解決などを行うこと。また、市町村による法定外繰り入れを制限しないこと。
- (9) 医療保険財政の立て直しを図るため、世界一高い薬価や医療機器・材料の適正化、国保・健保への国庫補助の還元などを行うこと。政・官・業（財）の癒着を断ち切り、製薬業界等からの政治献金の禁止・官僚の天下り禁止等を行うこと。
- (10) 安全・安心の医療・看護を実現するために医師、看護師を大幅に増員すること。また、「看護師等の人材確保の促進に関する法律」を抜本的に改定し、公務員看護師もその対象にすること。看護職員の配置基準を実態に即して見直すこと。
- (11) 2011 年の厚労省 5 局長の「看護師等の『看護の質』の向上に関する報告」、2013 年の厚労省 6 局長の「医療分野の『雇用の質』報告」や日本看護協会の「看護師の夜勤・交代制勤務に関するガイドライン」などを踏まえ、労働基準法が遵守される職場環境を整備すること。

- ① 診療報酬制度における「平均夜勤時間数」を 72 時間でなく、64 時間とし、月 8 回以内の夜勤を遵守すること。
 - ② 時間外研修など、賃金不払い超過勤務はただちに是正させること。
 - ③ 長時間（17 時間拘束）夜勤は、勤務間隔（インターバル）ゼロの連続 2 勤務と同じであり、やめさせること。
 - ④ 1 回の勤務時間は 8 時間以内とし、勤務間隔（インターバル）は 12 時間以上とすること。
 - ⑤ 夜勤・交代制勤務を行う看護師の労働時間を週 32 時間以内とし、当面 36 時間を実現すること。
- (12) 過労死や医療事故防止に必要な看護体制の確立や、「看護師等の人材確保の促進に関する法律」・「基本指針」の趣旨等を踏まえ、国・自治体の責任で看護職員の増員・処遇改善の措置を実施すること。国・自治体はこれらに要する財源の援助を行うこと。
- (13) 「あらたな医療の在り方を踏まえた医師・看護師等の働き方ビジョン報告書」および「医師の労働時間短縮に向けた緊急的な取組」（医師の働き方改革に関する検討会）に記されているタスク・シフティング（業務の移管）の考え方については、医師不足の代替要員として看護師を利用することにつながる懸念があるため、先ずは現に行われている特定行為の縮小・廃止をすすめ、行為の安易な拡大に走らないようにすること。
- (14) 2018 年診療報酬の改定の実施が、結果として軽症患者の早期退院の強制など、住民の医療を受ける権利の妨げとならないよう留意すること。また、今以上に看護師に超過密労働を強いることの無いように留意すること。

8. 地域医療を守るため公立病院の充実を図ること

- (1) 憲法 25 条に保障される住民の権利が保障されるよう、地域医療の「最後の砦」ともいえる自治体病院の役割の発揮に必要な機能確保のための財政支援を強化すること。また、「公立病院に係る財政措置の扱いについて」（2017 年 4 月：総務省自治財政局通知）の一部改正を根拠に特別交付税の減額などを行わないこと。
- (2) エボラ出血熱・デング熱・ジカ熱などの感染症や大規模災害などの不測の事態に備え、自治体病院が住民のいのちと健康を守るための機能を発揮できるよう、施設・人員・体制・医療機器等を充実させる措置を講じること。地域医療の充実のため、自治体病院が地域の中核病院としての役割を果たせるよう、医療機器・設備等の拡充・整備を進めること。
- (3) 「新公立病院改革ガイドライン」による、自治体病院の統廃合や民間移譲などによる医療の切り捨てをやめ、住民要求に基づく医療体制の整備・拡充を行うこと。また、都道府県「地域医療計画」における保健・医療・福祉のネットワークを確立すること。
- (4) 医療従事者の確保・増員を行うこと。特に医師・看護師については緊急確保対策を講じること。深刻な地域の医師不足、特に産科・小児科などの医師不足の解消に向けた緊急対策を行うこと。
- (5) 過疎地・遠隔地医療をはじめ地域医療を確保・充実するため、医師・看護師をはじめメディカルスタッフなど医療従事者の確保・定着対策を抜本的に強化すること。特に、地域医療に必要な医師が不足し病院経営が深刻化していることから特別な対策を講じること。
- (6) 公設民営など病院の運営委託や、独法化、PFI などの導入、検査・給食業務等の委託・外注化を行わず、直営で住民本位の医療を推進すること。
- (7) 地方公営企業法に定められた一般会計から企業会計への繰り出し基準を実態に即して改定し、自治体病院に採算第一主義の押し付けをやめ、一般会計繰入金について連結決算等による不当な圧力を加えないこと。住民本位の民主的な財政運営を推進するため、条件整備を進めること。
- (8) 「救急医療」「災害時医療」等の「政策医療」「不採算医療」及び職員の研修・研究費、診療基盤整備に対する国・自治体の助成措置を抜本的に強化すること。

9. 国と自治体の責任で、全ての子どもによりよい保育・学童保育を保障し、安心して子育てできる環境整備を進めること

〈保育基本要求〉

- (1) 憲法、子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）、児童福祉法第1条並びに第24条第1項（市町村保育実施義務）などに基づき、国及び地方自治体は、子どもが豊かに成長、発達する権利を保障すること。
- (2) 入所を希望するすべての世帯の子どもが認可保育所に入れるよう、国、自治体の責任で整備すること。
 - ① 自治体が、公立および社会福祉法人立の認可保育所の新設や増改築を行うための予算措置を十分講じるとともに、公立保育所の施設整備費を復活させること。
 - ② 無認可保育施設の認可化や地域型保育の施設型保育への移行を促進すること。また、地方裁量型認可化移行施設は制度化を行わないこと。
 - ③ 過疎地に対し、子どもが減少しても公立保育所を維持し続けられる予算措置を行うこと。
- (3) 幼児教育・保育無償化は、国の責任で保育の格差是正及び質の向上を図ったうえで慎重にすすめること。
 - ① 基準のなし崩し的な引き下げにつながらないように、指導基準を満たしていない無認可保育施設は無償化の対象とせず、基準の引き上げを優先すること。
 - ② 公立施設の負担割合は全額区市町村負担とせず、民間施設と同じ取り扱いにするとともに、財源については消費税とは切り離すこと。
 - ③ 待機児童がさらに増える可能性もあることから、保育施設の確保と質の向上を優先させること。
- (4) 「子ども・子育て支援新制度」については、国、自治体の責任ですべての子どもが等しく保育を受けられるように見直し、最低基準を抜本的に改善するとともに、施設・事業間の格差を是正すること。
 - ① 施設間格差を是正すること。
 - ② 企業主導型保育事業の基準を引き上げ、施設型保育の一形態として「子ども・子育て支援新制度」の枠内に入れること。
 - ③ 「子ども・子育て支援新制度」の予算を消費税に求めないこと。
 - ④ 1歳児、4、5歳児の最低基準を早急に改善するとともに、3歳児の15；1を最低基準とすること。
 - ⑤ 小規模保育所や自治体独自の保育施設などの基準を認可保育所と同等にすること。
 - ⑥ 各自治体が独自に行っている「上乘せ基準」の実態を調査し、最低基準を最上位の基準まで引き上げるよう努め、自治体に上乘せ基準の引き下げを求めるようなことは行わないこと。
- (5) 保育士不足を解消し必要な保育士を確保するため、国、自治体の責任で抜本的な対策を行うこと。
 - ① 保育は有資格者で行うことを基本とし、「保育の質」を確保すること。
 - ② 保育士の専門性を否定し、保育士等の配置基準の引き下げにつながる無資格者、教諭等の配置を認める「弾力化」、規制緩和は行わないこと。
 - ③ 保育士の賃金を改善するため、民間平均賃金との格差を抜本的に解消する特別対策を緊急に行うこと。
 - ④ 保育士の配置基準を抜本的に改善し、有資格者を配置し働き続けられる労働条件を確保すること。
 - ⑤ 公立保育所の非正規保育労働者の実態を調査し、正規職員との「同一労働同一賃金」原則を

踏まえた抜本的な賃金・労働条件の改善を行うこと。

⑥ 子育て支援員は、有資格者の配置基準を超えて配置する保育補助として配置すること。

(6) 公立保育所を公立のまま存続させ、拡充を図ること。

① 市町村の保育実施責任を後退させる公立保育所の民営化を行わず、公立保育所を拡充するよう助言すること。

② 公立幼稚園の民営化及び、直接契約となる認定こども園化の誘導や押し付けを行わないこと。

③ 待機児童解消策の上からも、公立保育所を積極的に活用できるよう、安心こども基金を公立保育所の新設・増改築、耐震化に支出できるようにし施設整備の対応を改善するなど、公立保育所向けの予算を拡充すること。

④ 市町村が公立保育所を維持・拡充し続けられるよう、公立保育所運営費を民間保育所に対する委託費の支給と同様とし、施設型給付に組み入れること。

⑤ 公私連携型保育所にかかわる公私連携保育法人について、公私連携型認定こども園と同様に営利企業の参入は認めないこと。また、市町村と公私連携型保育法人との協定締結・運営状況等について調査・公表すること。

(7) 施設等の最低基準を改善すること。

① 国を上回る保育士の配置や面積基準など、市区町村が保育の質の確保のために独自に定めている基準を尊重すること。また、保育の質の確保に関する基準の見直しなどについては、都道府県が設置する対策協議会の議論に委ねないこと。

② 職員配置基準、面積基準、園庭の必置など「新制度」施行以前の基準を上回る最低基準に改め、そのすべてを「従うべき基準」とすること。

③ 小規模保育事業、企業主導型保育事業など、すべての保育施設の定員に基づく保育従事者は有資格者とする。

④ 3歳児未満の給食・調理業務の外部委託は認めないこと。

⑤ 株主配当など営利を目的とする株式会社等の多様な事業主体の保育への参入を認めないこと。

⑥ 建築基準法改正に伴う保育所の保育室に係る採光規定の見直しに関し、保育室が子どもたちにとって「明るくて、衛生的な環境」が保障されたものであるよう、自治体への監督・指導を行い、国としての責任を果たすこと。また、児童福祉法の主旨が十分に尊重されるよう、保育所施設の安易な基準緩和を容認しないこと。

(8) 保育所等の運営費、施設整備費用を公費で十分に保障すること。

① 公定価格について、運営実態を反映して引き上げし改善を図ること。また、保育所・幼稚園・認定こども園の施設間で不合理な格差をなくすこと。

② 「施設型給付」を受給する施設と「地域型保育給付」を受給する施設の基準を同一に引き上げ、保育に格差が生じないようにすること。

③ 保育所の新設、修理、改造、拡張又は整備などの施設整備費を公費で十分に保障すること。

④ 公立保育所の運営や施設整備に関わる経費のうち、ナショナルミニマムを保障する上で必要となる保育士等の人員配置や施設の整備など、保育の最低基準を確保するために必要な経費については国庫補助負担金で保障すること。

(9) 保育指針の「改定」により、保育の場を就学前の準備教育に狭めるのではなく、子どもの豊かな育ちの場として各施設における裁量を保障すること。そのうえで、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が到達目標にならないよう現場に周知するとともに、実態を把握し、適切に指導すること。国旗・国歌の取り扱いも強制にならないよう指導すること。

(10) 施設利用や保育時間を改善すること。

① 保育時間の「標準時間」「短時間」の区分をなくし、11時間に一本化すること。

- ② 直接契約施設において事業者が正式な利用申し込みを拒める「正当な理由」の内容について、市町村が保育実施義務を果たし、保育に格差が生じないように見直しを行うこと。
 - ③ 育児休業取得により上の子を退園させることが無いように、国として必要な措置を取り、自治体等に周知すること。
- (11) 特別保育事業等（延長保育、休日・夜間保育）については自治体の責任を明確にし、地域の実態、保育要求に応じた実施ができるようにすること。
- (12) 障害児保育事業に、十分な財政保障をすること。

〈学童保育基本要素〉

- (1) 厚生労働省令で定める「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」について「従うべき基準」を堅持し改善すること。
- ① 「放課後児童支援員」資格を持った指導員を原則 2 名以上配置することと示す「従うべき基準」を堅持すること。
 - ② 「従事するもの」について、「保育士資格」に準ずる資格を制定すること。
 - ③ 「その員数」については、実施主体の市町村及び国の責任で例外を設けず「概ね 40 人」に対して複数の常勤職員を配置すること。
- (2) 学童保育（放課後児童クラブ）を、保護者の就労の保障と児童の健全な成長を育むため、開設日数・時間、指導員の体制、施設等を改善すること。
- (3) 地域や運営形態による格差を無くし、待機児童や大規模化を解消するため、国の責任で市町村への財政支援を特別に拡充すること。
- (4) 放課後児童支援員の賃金労働条件を専門職にふさわしく抜本的に改善すること。また、「放課後児童支援員等処遇改善等事業」および「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」については、子どもの権利保障の立場で支援員等が働き続けられるよう交付金額を抜本的に引き上げること。さらに、手続の簡略化など改善し活用を促進すること。
- (5) 放課後児童支援員認定資格制度を改善すること。
- ① 都道府県が実施している資格認定研修について、研修内容を学童保育にふさわしいものには是正を図ること。
 - ② 在職者が認定研修を受講する際に、自己負担・自己責任とならないよう、各自治体・事業主への周知を行うこと。
- (6) 子どもたちの成長に関わる学童保育に求められる専門性・持続性に鑑み、年限委託、指定管理者制度等に依らない、安定的な運営体制を構築すること。
- (7) 「放課後子供教室」について「放課後児童クラブ」との役割の違いを明確にし、それぞれの拡充を図ること。また、2つの事業について、職員が兼務することなど、事業の混同がないように、各自治体に周知し、誤った運営が行われている場合は是正指導をすること。
- 10. 憲法に立脚した民主的教育を進め、子どもの権利条約を生かし教育・社会教育の条件を整備・拡充すること**
- (1) 憲法の平和・人権・民主主義の原理に立脚した教育を進めること。「国を愛する態度」を押し付けるなど内心の自由を侵害しないこと。
 - (2) 日本国憲法に反するとして、1948 年に衆・参議院で排除・失効決議が行われた「教育勅語」を教育教材として活用することを肯定した閣議決定(2017 年 3 月 31 日)は直ちに撤回すること。
 - (3) 時の政府による教育への支配・介入を許す「改悪地方教育行政法」、大学の自治を否定する「改

悪学校教育法」を改悪前に戻すとともに、憲法 19 条及び 26 条に違反する「改悪教育基本法」の具体化となる教育改悪を行わないこと。道徳教育の教科化、教科書検定の強化をしないこと。

- (4) 教育委員会の独立性を奪う首長権限の強化を中止すること。
- (5) 子どもの権利条約を生かし、第 3 回国連「勧告」を尊重し、「子どもの貧困」の克服と、豊かな成長・発達を保障するため、就学援助制度の適用範囲の拡大や準要保護児童生徒に対する入学前給付、学校給食の無償化をはじめとした子育て支援策を拡充すること。子どもの貧困対策法にもとづき、経済的支援、保護者の就労支援など実効ある対策を行うとともに、すべての子育て世帯に児童手当を拡充すること。いわゆる「こども保険」の導入は行わないこと。
- (6) 急増する児童虐待から子どもの人権を守るため、以下のことを緊急に実施すること
 - ① 急増する警察からの通告に対応する体制について、地方交付税によらない財政措置で児童相談所に構築すること。あわせて基礎自治体である市町村の相談体制も強化すること。
 - ② 一時保護所に入所している児童の教育権を保障するための措置を早急に講じること。
 - ③ 一時保護所の環境改善と体制強化、増設を速やかに実施すること。
 - ④ 児童養護施設等の小規模化の実現が図られるよう、適切な配置基準と環境整備に向けた十分な財源措置を図ること。
- (7) 侵略戦争を美化し、憲法を否定する教科書や教材を採択・使用しないこと。「日の丸・君が代」の自治体や教育現場への強制をやめ、教職員の内心の自由を認め不当な処分を撤回すること。
- (8) 行き届いた教育を行うため教育予算を増額すること。義務教育国庫負担金削減・一般財源化は行わないこと。私学助成の大幅増額を図ること。教育関係予算の一括交付金化を行わないこと。
- (9) 教育費無償化を前進させるため、以下の措置を講じること。
 - ① 学校納付金（給食費・教材費など）を無償にすること。
 - ② 高校生・大学生に対する無利子の給付制奨学金を拡充すること。返済中の奨学金利用者に対して、支援・減免措置を直ちに行うこと。
 - ③ 義務教育における準要保護児童生徒の就学援助の国庫負担金を復活させること。所得制限の引き上げや高校就学援助制度を創設するなど就学援助の拡充を行うこと。
 - ④ 大学における教育費を漸進的に無償にすること。当面、国立大学の授業料を引き下げ、私立大学における授業料の減免への支援策を拡充すること。
 - ⑤ 高校授業料の無償化に、所得制限を導入せず、完全無償化に拡充すること。また、私立高校の実質無償化を実現すること。
- (10) 30 人以下学級実現のため、国の法的・財政的措置を講ずること。学校の改築・修繕など施設整備費の増額を行い、地元業者に発注すること。
- (11) 保護者や住民の合意がなく、地域のコミュニティの破壊にもつながる学校の統廃合は行わないこと。
- (12) 学校給食は直営とし、安全で豊かな学校給食を実現するために、次の施策を実施すること
 - ① 学校給食調理員を、学校教育、食育を担う教職員として位置付けること。
 - ② 国は、すべての中学校において学校給食が実施されるように支援すること。
 - ③ 学校給食の食材に地元産の農作物等を活用すること。米飯給食を促進すること。
 - ④ 国は、地方自治体の責任放棄につながり、給食の安全を脅かす学校給食の民間委託は行わないよ

うにするとともに、直営で実施できるように財政措置を行うこと。学校給食に係る地方交付税は自治体直営の経費で算定し、トップランナー方式をやめること。

- ⑤ 学校給食の民間委託は、教育委員会や栄養士から調理員に対して学校給食法の衛生管理基準等や献立に基づく指示ができず、指示をすれば受託業者の業務遂行の独立性が失われて違法な偽装請負になることから、民間委託を行わないようにすること。「学校給食業務の運営の合理化」通知（1985年）を廃止し、学校給食の「センター化」「民営化」や給食調理員等のパート化を止め、直営・自校調理方式とするようにすること。
 - ⑥ すべての学校に栄養教諭を配置し、豊かな学校給食と「食教育」の確立を図ること。また、給食調理員の配置基準を改善すること。
 - ⑦ 食物アレルギーによる事故を防止するために、教育委員会、学校長、教職員、栄養士、調理員などで安全を確保する体制を確立すること。
 - ⑧ 0157 など食中毒を防止するため、厨房のドライ化や冷凍庫の設置など給食施設及び設備の改善を図るために財政援助を拡充すること。
 - ⑨ 安全な国産米を学校給食用に確保するとともに、危険な輸入農産物や遺伝子組換え食品を使用せず、地産地消の給食を実施することができるよう、関係省庁と連携して財政援助を拡充すること。
 - ⑩ 学校給食に使う食材の放射性物質汚染について、安全基準を確立すること。食材について国の責任で全品検査を行い、結果を公表すること。すべての学校給食調理施設に放射能検査機器を整備し、その費用は国が負担すること。
 - ⑪ 学校の防災・災害対応の体制を充実し、学校給食調理施設を災害時における避難者への炊き出しなどに活用できるようにすること。災害時にも調理室を使用できるように施設を改善すること。災害時には、学校給食調理員が専門性をいかし、職務として被災者への支援を行うように位置付けること。
 - ⑫ 学校給食の給食費を無償化すること。
- (13) 用務員を子どもたちの安全・安心の確保をはじめ教育環境を整備するために学校運営上必要な正規の教職員として位置付け、次の施策を実施すること。
- ① 用務員を学校ごとに正規職員で複数配置できるように財政措置をとること。
 - ② 学校の防災・災害対応の体制を充実し、学校施設・設備に最も精通している学校用務員を、避難所を担当する正規の教職員として位置付けること。
 - ③ 用務の民間委託は、学校長からの直接指示ができず、指示をすれば違法な偽装請負となることから、これを行わないこと。
 - ④ 学校用務に係る地方交付税は自治体直営の経費で算定し、トップランナー方式はやめること。
- (14) 用務員や給食調理員の人員を削減し、業務を民間委託に導く行革推進法第 55 条 3 項を削除するよう関係機関に働きかけること。
- (15) すべての学校図書館に専任・専門・正規の学校司書を配置すること。また、図書費の増額及び図書館施設整備費の増額を図ること。
- ① 学校司書を独自で配置している自治体に対する必要な財源措置を行うこと。
 - ② 学校司書を学校運営上必要な職員として位置付けすること。
 - ③ 学校図書館の資料及び施設の拡充を図るため、施設整備費及び地方交付税等の財源措置を大幅に拡充すること。また、交付税措置が適切に運用されるよう自治体に対し徹底を図ること。

④ 学校図書館は、「学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成すること」を目的として設けられている。その目的を果たし、充実した施策を講じるため、初等中等教育局へ位置付けること。

(16) 住民の自主的な自治、学習活動等を支援、推進する社会教育を充実させること

① 社会教育施設が教育機関であることを明確にすること。また文科省の組織改編により、地方における社会教育行政の首長部局移管（補助執行を含む）など、教育委員会が社会教育の目的から逸脱することを助長しないよう国として対応すること。

② 公民館等公共施設の貸出にあたり、住民の自主的な活動について、「政治的」であることを理由にした使用不許可・文化表現などへの介入・検閲的行為はやめるよう、通達などだすなど適切な対応をすること。

③ 図書館、博物館、公民館などの社会教育施設、体育館、青年の家、文化会館等への「指定管理者制度」は、業務の継承性、労働者の処遇の悪化など、問題点が大きいことから直営に戻すなど文科省の姿勢を明らかにすること。また、トップランナー方式の導入をすることなく、既存施設を含めて公的責任に基づいて対応するよう、文科省として対応すること。

Ⅷ. TPP11 を実行させず、地域経済循環を生かした経済振興対策を

1. 日本の経済主権を譲り渡す TPP11 を実行させないこと。

(1) 日本の主権を侵害し、例外なき関税撤廃で農業や地域経済に壊滅的打撃を与え、非関税障壁の撤廃で、医療や食の安全など国民の安全・安心を脅かし、I S D S 条項により公共事業への外国企業の参入拡大で、地域の中小業者の経営を圧迫し、失業者の増大をもたらす TPP11 は実行させないこと。

(2) 日米2 国間協議を含め、多国籍大企業の利益のために、日本の経済主権を譲り渡し、国民生活と地域を破壊する、あらゆる通商交渉を行わないこと。

(3) 日本の経済主権を守り、投資と貿易について、平等・互惠の国際ルールを確立すること。

2. 持続可能な農林水産業を振興すること。

(1) 食料の海外依存政策をやめ、農林水産物の輸入を規制し、急増している農林水産物、地場産業関連製品に対するセーフガード（緊急輸入制限措置）を発動すること。W T O 交渉の停止を要求するとともに日欧 E P A の批准は行わず、R C E P（東アジア地域包括経済連携）や F T A 交渉を推進しないこと。

(2) 農家を切り捨て、株式会社の農業参入・農地取得に道を開く「農業構造改革」をやめ、多様で持続可能な農業の発展をめざす政策に転換すること。国土の保全や地域社会の維持に重要な役割を果たしている家族経営農家を基本にした農業振興策を推進すること。家族経営農家に対する価格保障、所得補償制度を充実し、農業の担い手の確保、耕作放棄地の解消、地域農業の振興を図ること。

(3) 農業委員会の役割を発揮し、農業者を主人公とする農業政策を行うこと。農業委員の市町村長の選任制を廃止し、公選制に戻すこと。

(4) 農協の独占禁止法適用除外規定廃止や農協の解体を行わないこと。

(5) すべての生産農家を対象に、価格保証・所得補償制度を充実すること。自給率の低い麦、大豆については、生産費を償う農産物生産者価格の下支え制度を充実すること。小規模稲作農家を切り捨てる農地集約の仕組みを導入しないこと。

(6) 土地改良、林道、治山等、安全と農林業者の営業を支える公共事業を適切に実施すること。地

元業者や技術職員の育成を図るため安定した事業の推進とともに、計画的な技術職員の採用を地方自治体に働きかけること。

- (7) 木材の生産、水源の涵養、国土保全など森林のもつ多面的な機能を総合的に発揮する林業振興を行うこと。国は、自治体が推進する森林整備事業への財政的保障を行うこと。
- (8) 国及び自治体は、公共事業での国産木材・木製品の利用や数値目標の設定、木材加工技術の研究開発、融資や税制上の優遇措置を拡充し、地元産材の使用住宅を広げ、国産材での需要拡大を図ること。木質バイオマスや森林セラピーの推進など山村地域での新たな事業を促進すること。
- (9) 水産物の価格安定対策を強化し、休漁・減船補償などを実施して漁業経営の安定を図り、乱獲による資源の枯渇を防ぐこと。干潟・藻場の破壊や埋め立て、海砂の採取、河川の汚濁などをもたらす大規模開発をやめ、漁場の保全・改善を行うこと。
- (10) 有明海の豊かな漁場を取り戻すために、諫早湾干拓事業潮受堤防の開門調査は、地元の意見を尊重し全開門のアセス調査を実施すること。

3. 食料の安定供給と食の安全を確保すること

- (1) 食料の安全・安心、安定供給のために、食料自給率の向上を図ること。「食料・農業・農村基本計画」の食料自給率目標を50%以上に引き上げ、自給率目標達成のための具体的施策を明らかにすること。拡大による日本経済の活性化、食料の安全・安心と安定供給、食料自給率の抜本的向上を図るため、国内産食料の増産へ向けた積極的な農業政策への転換を図ること。
- (2) 米は、国内生産と国産米在庫の取り崩しで国内需要に対応すること。不要なミニマムアクセス米の輸入をやめ、強制減反制度を見直すこと。政府の責任で、国民に安全な米を安定的に供給するシステムを確立すること。
- (3) 主要農作物の種子の確保にむけ、「主要農作物種子法」を再設定するなど、国が責任を持つこと。地方自治体においても、主要農作物の確保に向けた条例を制定すること。
- (4) BSE 安全基準を緩和せず、食の安全・安心を確保するとともに、世界からBSE の根絶をめざし国際的な規制を強化すること。
- (5) 動物検疫所や植物防疫所の人員増などを含めて、輸入農畜産物に対する防疫検査体制を抜本的に強化すること。国民に信頼される検査体制構築のための改善を行うこと。
- (6) 蹄疫、鳥インフルエンザ等の家畜伝染病の海外からの侵入を防ぐため、水際防疫体制を強化すること。感染拡大防止と被害補償、関連産業の経営支援など、地域経済全体に対する総合的政策と危機管理体制の強化を図ること。獣医師の確保、家畜保健衛生所の体制を強化すること。埋却地の確保の最終責任は、県と国が責任を持つこと。
- (7) 全国で深刻な被害をもたらしている鳥獣被害対策を拡充すること。鳥獣被害防止総合対策交付金を拡充すること。
- (8) 食品の安全基準・安全行政を充実させること。加工品、外食品、スーパー等で食品表示の偽装を許さず、原産国表示や遺伝子組み換え食品の表示の徹底など表示制度を抜本的に改善すること。チェック体制を強化し流通食品の検査回収を増やし、食の安全を図ること。
- (9) 地方自治体は、直売所など地元の農林水産物の生産・普及を支援し、遺伝子組み換え農産物の規制条例を制定すること。

4. 地域の中小企業を支援し、雇用、地域経済を振興すること

- (1) 国は、中小企業憲章に基づき、中小企業を「経済を牽引する力であり、社会の主役」と位置づけ、大企業に手厚い産業政策から中小企業を支援する政策に転換すること。国は、中小企業を差別選別することなく、公平な支援を行うこと。
- (2) 地方自治体において、小規模工事登録制度や住宅改修助成制度、中小企業振興条例が普及、促

進されるように支援すること。小規模企業振興法に基づき地方自治体が策定する基本計画に、地域の中小商工業者の意見が反映されるようにすること。

- (3) 防災・公共施設・学校などの耐震補強、生活道路、橋梁の整備など、住民の生活に役立つ公共事業を地元の中小業者に発注して進めること。
- (4) 公契約法を制定し、国や地方自治体の公共事業や委託事業等に従事する中小企業に適正な請負金額を保障し、労働者に適正な賃金が支払われるようにすること。地方自治体は公契約条例を制定すること。
- (5) 地場産業や農林水産業など、地域の資源、技術をいかした産業を土台に、地産地消、異業種の交流など生産者と消費者のネットワーク、地域経済循環の仕組みづくりを進めること。
- (6) 「リニア中央新幹線」「国際コンテナ戦略港湾」建設など不要不急の大型開発は中止すること。首都圏など特定の都市を「スーパーメガリージョン」とする開発を行わないこと。
- (7) 地域を荒廃させ、ギャンブル依存症や多重債務者を拡大する「統合型リゾート（IR）整備推進法」（カジノ解禁法）を廃止すること。実施法など、カジノを実施するための一切の法律を制定しないこと。日本のいずれの地域にもカジノを設置しないこと。

IX. 憲法に基づく民主的自治制度確立と住民本位の自治体行財政を

1. 地域を破壊する自治体再編や、道州制導入を行わず、地方自治の拡充を

- (1) 憲法に基づき、国は国民の福祉、教育、安全など基本的人権を守るナショナルミニマムを保障すること。国の役割を外交、防衛等に限定し、基本的人権を保障する責任を放棄し、福祉や教育、安全など国民生活に関わる施策を市町村と住民の自己責任に押し付ける道州制を導入しないこと。
- (2) 「地方分権改革」による「義務付け・枠付け」の見直しは、安全を守る最低基準（施設の面積、職員配置など）や財源保障など、ナショナルミニマムを保障する国の責任を明確にした上で、地方自治体の自己決定権を保障すること。
- (3) 国から地方自治体への事務・権限移譲、都道府県から市町村への事務・権限移譲は、地方自治体が自主的にその規模と権能を決め、地域の実態に即して、住民福祉の増進を図ることができるようにすること。事務・権限移譲に伴う人員、財源が地方自治体において確保されるようにすること。
- (4) 国が地方自治体に「義務付け・枠付けの見直し」や「事務・権限移譲」の提案を求める「手上げ方式」について、国は強制しないこと。あわせて、地方自治体は、住民合意がなく、公共サービスを低下させる提案・要望は行わないこと。
- (5) 都道府県は、市町村への支援、市町村を超える広域的な行政課題への対応、国政への意見発信など広域自治体としての役割及び機能を充実させること。
- (6) 国民の安全・ライフラインの確保、国土保全と防災体制の確立、震災復興と地域経済の振興、国民の勤労の権利を保障する労働行政を国の責任で行うために、地方整備局、経済産業局、地方環境事務所、ハローワークなど国の出先機関の廃止、地方移管を行わず存続させること。
- (7) 国の行政機能を弱める省庁等の地方移転は行わず、省庁等の移転については、国の行政水準の維持・向上が図られるのかを判断基準として対応すること。
- (8) 市町村合併が地域の衰退、公共サービスの低下、住民自治の後退等をもたらしたことを踏まえ、市町村合併を押し付けないこと。国・都道府県が市町村合併を誘導する制度を設けないこと。
- (9) 住民が全国のどの地域に住んでいても憲法に基づく基本的人権が保障されるように、小規模自治体、集落への支援を行うこと。中心部に行政投資や公共施設を集中させ、周辺地域を統合する「小さな拠点」や「連携中枢都市圏」などの施策は、周辺地域はもとより地域全体の衰退を招く

ものであることから実施しないこと。

- (10) 市町村の廃置分合は、地方自治の本旨に基づき、住民と自治体が自主的、民主的に決めることであり、国及び都道府県が強要しないこと。小規模市町村の権限・財源を取り上げないこと。
- (11) 市町村が自主的、民主的に住民自治の拡充をできるように、法人格を持つ地域自治組織の設置を市町村合併した場合に限定せずに一般制度化し、住民自治・住民参加の制度の拡充を図ること。
- (12) 「圏域化」、連携中枢都市、広域連合や行政機関等の共同設置、近隣自治体との一部事務組合、事務委託制度などにより、都道府県や市町村の機能を低下させ、住民自治、団体自治を空洞化させる施策を行わないこと。
- (13) 国家戦略特区は、国が一方的に地域を指定して大企業の営利追求のための規制緩和を強行し、憲法で保障された安全や基本的人権、地方自治を侵害するものであることから、廃止すること。
- (14) 国及び地方自治体が、住民に直接責任を負う、平和的生存権の保障、住民の暮らしを守る責任を、「新しい公共」を口実に住民の自己責任に転嫁し、NPOや企業に肩代わりをさせないこと。
- (15) 国と地方の協議の場合は、「地方分権改革」を一方的に推進する場とするのではなく、憲法に基づき、地域住民の暮らしと権利を守る地方自治を拡充させる場とすること。小規模自治体の意見が十分に反映される組織と運営を図ること。
- (16) 憲法に規定された民主主義の原則を発展させ、国民の知る権利の保障と充実、情報公開・住民参加・住民投票制度の拡充によって、民主的・清潔・ガラス張りの地方自治の実現を図ること。
- (17) 議員定数削減をはじめ、行政を監視する議会の機能を縮小せず、住民の意見が十分反映できるようにすること。
- (18) 憲法に基づき首長と議会を住民の直接投票で選ぶ二元代表制を堅持・充実させ、主権者である住民の民意が自治体の行財政運営に適切に反映されるようにすること。
- (19) 「大都市地域における特別区の設置に関する法律」に基づく「特別区」制度は、市町村を廃止して権限と財源を奪い、道府県に従属させることで地方自治の機能を弱め、住民サービスを低下させるものであることから廃止すること。

2. 住民福祉の増進を図るため、地方財政を拡充すること

- (1) 「三位一体改革」で削減された地方財政総額を、「改革」前の水準に戻すとともに、地方自治体が憲法に基づき「住民の福祉の増進」を図る役割を発揮できるように地方財政の総額を確保すること。地方自治体が、住民福祉の増進、安定した雇用の創出、循環型の地域経済づくりなどの施策が積極的に展開できるように財源支援を行うこと。地方自治体が防災など住民サービスの財源を確保するために基金を積み立てていることを口実にした地方財政の削減を行わないこと。
- (2) 地方の税収は、応能負担に基づく累進課税で確保すること。
 - ① 地方税は応能負担を原則とし、累進課税で課税すること。生活が困窮する住民には減免を行えるようにすること。
 - ② 地方自治体に一方的な収入減をもたらす法人実効税率の引き下げは行わないこと。
 - ③ 中小業者の負担を増やす外形標準課税の拡大は行わないこと。
 - ④ 地方の課税自主権は、応能負担で課税することを前提に、拡大、充実すること。大企業など収益を上げている企業に独自の課税を行うこと。
 - ⑤ 地方自治体の税収は、逆進性が大きく住民の生活や中小業者の経営を圧迫する消費税10%への増税によるのではなく、大企業や大資産家に応分の負担を求める累進課税により税収を確保すること。
- (3) 地方自治体間の財源格差は、国の責任と負担で是正すること。
 - ① 地方自治体間の税源の偏在は、地方自治体間の水平的な財政調整で是正するのではなく、地方交付税や国庫補助負担金の拡充など、国の責任と負担で垂直的な財政調整で是正すること。

- ② 地域において法人の活動を支える行政施策を行う、地方自治体固有の財源である法人住民税は、国税化をやめて地方税に戻すこと。
- ③ 「ふるさと納税」は、住民が、生まれ育った地方自治体や応援したい地方自治体に寄付をするという本来の趣旨がいかされるように、寄付税制に戻すこと。地方自治体間の税源偏在を是正する手段としたり、過剰な返礼品の贈呈合戦など、地方自治体間において財源の奪い合いを引き起こす施策は廃止すること。
- ④ 「企業版ふるさと納税制度」は地方自治体と企業との癒着を生むものであることから廃止すること。
- (4) 地方交付税は、法定率を抜本的に引き上げ、財源保障・財源調整機能を充実すること
- ① 地方の固有・共有の財源である地方交付税は、地方自治体の財源保障機能と財源調整機能を併せもつ制度として充実させること。
- ② 地方交付税の財源不足について、臨時的、一時的な措置とされている臨時財政対策債によることなく、地方交付税法定率の抜本的な引き上げにより対応すること。
- ③ 基準財政需要額は、地方自治体が住民福祉の増進を図るために現に必要としている財政需要をもとに算定すること。
- ④ 「平成の市町村合併」を行った自治体において、支所、消防署、公民館、学校など住民の安全・安心の確保、コミュニティの維持に必要な施設については、合併前の市町村区域を基礎にした地方交付税を算定すること。合併特例債の元利償還金に対する普通交付税措置について、所要額を確保するなど、適切な措置を講じること。
- ⑤ 公務公共サービスを支えるのに必要な自治体職員を確保する算定を行うこと。児童福祉司・図書館司書・学校司書・消費生活相談員・現業（清掃、給食、学校用務など）、窓口業務担当職員など公共サービスの質を確保するために必要な人員は、自治体直営、正規職員の配置を前提にした算定を行う。消防職員は総務省の定める「消防の基準」が各自治体において満たされるように算定すること。
- ⑥ 地方自治体職員の給与、人件費の算定は、職員の生活に必要な給与水準を反映し、国が押し付ける給与水準を反映しないこと。
- ⑦ 公共施設は、解体・統廃合の算定のみを厚くするのではなく、耐震改修や新增設のために必要な財政需要を算定すること。
- ⑧ 地方債の元利償還金について、地方交付税算定の縮小・廃止は行わないこと。
- ⑨ 特別交付税は、災害への対応など基準財政需要額に捕捉されない地域の特別な財政需要に適切に対応する機能と役割が発揮できるように特別交付税の割合を引き下げず、交付税総額の6%とする現行制度を維持すること。
- (5) 「地方創生」に関わる交付金は、地方が自主的に使えるように財源を保障すること
- ① 地方自治体の意見等を十分に踏まえ、自由度の高い内容とすること。
- ② 居住機能や公共施設の「集約化」など、国が行おうとする特定の施策を誘導する手段としないこと。交付金は、地域を再生するために地方自治体が、それぞれの地域の実情に応じて自主的に策定した方策を尊重して、交付すること。
- (6) 事務・権限の移譲に伴う地方財源を保障すること。国や都道府県から市町村への事務・権限の移譲は、市町村が自主的にその規模と権能を決め、地域の実態に即して、住民福祉の増進を図ることができるようにすること。事務・権限の移譲に伴う人員、財源が市町村において確保されるように財源を保障すること。
- (7) 自治体病院をはじめとした公営企業会計や特別会計への十分な財政措置を講じること
- ① 自治体病院について、地域の実態に応じた医療の確保や経営基盤の安定化を図るため、国は十分

な財政措置等を講じること。

② 国は、自治体病院を開設する自治体に対する地方交付税措置、公立病院特例債の元金償還に対する財政措置及び補償金免除繰上償還制度を拡充するとともに、医療施設耐震化基金を継続する等、耐震化に係る財政措置の拡充を図ること。

③ 国は、小児救急医療をはじめとする救急医療及び周産期医療の体制整備・運営等の充実強化を図るため、実効ある施策と十分な財政措置を講じること。

④ 水道や公共交通など公営企業会計で実施している業務や、国民健康保険、介護保険など特別会計で実施している業務、地方独立行政法人で実施している業務については、独立採算を優先することで公共サービスの低下が起らないように、国として必要な財政措置を行うこと。

(8) 大規模な災害に被災した地方自治体の復興復旧財源は国が全額負担すること

① 東日本大震災をはじめ大規模な災害からの復旧復興に係る財源は、被災自治体に負担を押し付けず、復興が完了するまで全額を国が負担すること。

② 被災自治体における職員の採用、他の地方自治体からの職員派遣の受け入れ等に係る費用の全額を国が負担する特別交付金制度は、復興が完了するまで継続すること。

(9) 国の役割を外交、防衛等に限定し、国の責任を後退させ、福祉を住民と地方自治体に「自己責任」として押し付ける道州制は導入せず、憲法25条に基づき、国民の福祉に対する国の責任を財政においても果たす。

(10) 国がナショナルミニマムを保障するための国庫補助負担金は維持・拡充すること

① ナショナルミニマムを保障するために、(i) 社会保障や義務教育などの経常的経費関係の国庫補助負担金、(ii) 社会福祉・教育施設など住民の基本的な人権を保障するための公共施設や、住民の生活に必要な道路・橋梁などのインフラ整備、防災・災害の復旧復興事業などに関わる投資的経費関係の国庫補助負担金は、維持・拡充すること。それ以外の国庫補助負担金は、一般財源化または包括補助金化を図ること。

② 国民健康保険や介護保険など住民の健康、生命に関わる施策への国庫負担の割合を引き上げ、増額すること。

③ 子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担金減額調整措置は、就学前にとどまらずすべて廃止するとともに、国の責任と負担で子どもの医療費助成制度を創設すること。

④ 公立保育所の運営に関わる経費のうち、保育士等の人員配置や施設の面積の確保など、ナショナルミニマムを保障するために最低限必要な経費については国庫補助負担金で保障すること。

⑤ 国が政策的に奨励する補助金については、経常的経費・投資的経費ともに、サンセット方式を取り入れるなど限定的に運用すること。

(11) 地方交付税を通じた地方への政策誘導、地方自治への介入を行わないこと。

① 地方交付税の交付にあたっては「地方自治の本旨を尊重し、条件をつけ、又はその用途を制限してはならない」(地方交付税法3条2項)ことから、国の政策を誘導、強要する手段に用いる一切の制度を廃止すること。

② 地方公務員の人件費や人員の削減など「行革努力」を反映させる算定方式を地方交付税に導入しないこと。

③ 税金等の徴収率が高い自治体の基準で基準財政収入額を算定したり、民間委託や指定管理者制度の導入などアウトソーシングを推進している自治体のコストで基準財政需要額を算定するトップランナー方式は廃止すること。

(12) 財政健全化法、起債制度において、基本的な人権と地方自治を保障すること。

① 連結実質赤字を基準から外し、公営企業、公営事業それぞれの目的に即した制度へと見直す。公立病院、水道、国民健康保険などの特別会計は、「赤字解消」を至上目的とせず、住民の生命、基

本的人権を守ることを前提とすること。

- ② 将来負担比率を基準から外し、多面的な指標によって自治体が自主的な財政統制が図られるようにすること。
- ③ 実質公債費比率による規制は早期健全化にとどめること。
- ④ 直轄事業負担金に係る地方債について、元利償還金に係る交付税算入率の拡充を図るとともに、財政健全化法の健全化判断比率に影響を及ぼすことのないよう、実質公債費比率及び将来負担比率の算入から除外すること。
- ⑤ 起債については、地方自治体の財政自主権を保障すること。

(13) 国の地方財政計画等の策定に、地方団体の代表や専門家が参加すること

- ① 国が一方的に地方財政計画等を策定する現行の地方財政制度を改め、地方団体や専門家が参加する「地方財政委員会」（仮称）を設置し、計画の策定や地方交付税への配分において自治体の立場が反映できる開かれた透明な制度にすること。
- ② 地方交付税を「地方共有税」とし、交付の決定、算定、運用に地方からの意見を反映させる仕組みを設けること。当面、国と地方が対等で協議する場を充実すること。

3. 民主的・効率的な地方自治体を確立すること。

- (1) 地方自治体の行財政運営の基本を、ムダと浪費の大型公共事業優先策でなく、住民生活優先の福祉・医療・教育の充実と地域経済の振興を基本に行うこと。
- (2) 情報公開制度を拡充させ、住民に分りやすい財務会計制度・予算・決算の民主化を行い、住民参加の仕組みを充実すること。重要な政策については住民の要求に基づいて住民投票制度を設けること。
- (3) 行政財産の管理及び処分に係る規制緩和（地方自治法第238条の4）に対しては、行政財産の本来の目的や存在理由、用途、公有財産の適正な管理に照らして厳正に対処すること。
- (4) 自治体のIT化にあたっては、住民参加を保障し、住民の基本的人権を守り、住民の利益にそった利用を図ること。
- (5) 不公正・乱脈な同和行政を復活させる「部落差別解消推進法」（部落差別永久化法）を廃止すること。国は「部落差別実態調査」など、同法の具体化を地方自治体に押し付けないこと。国と地方自治体は、同和行政・同和教育を行わず、人権保障や福祉のために必要な施策は一般行政として拡充実施すること。補助金、公共工事、委託、民営化等における部落解放同盟など特定団体との癒着を排し、公正・公平な自治体行政を行うこと。
- (6) 行政改革の基本姿勢と策定方法等については、誠実に労使協議をつくり、自治体・公務公共労働者の雇用と労働条件にかかわる問題は、労働組合との団体交渉事項とすること。
- (7) 憲法・国際条約等を踏まえた実効ある男女平等（共同参画）推進条例・計画を策定し、実践すること。女性の人権否定、社会進出を阻む攻撃（バックラッシュ）を許さず、男女平等（共同参画）施策を拡充すること。
- (8) 住民の安全と基本的人権を守る消費生活相談行政を充実させること。

X. 公務公共業務の産業化・市場化をやめ、住民の権利と暮らしを守る地方自治体を

1. 住民福祉を増進できるように、地方自治体の職員体制を確立すること

- (1) 地方自治体が「住民の福祉の増進を図る」（地方自治法第1条）役割を果たすために、必要な職員を配置できるように国として行財政上の措置を講じること。自治体において恒常的な業務は「任期の定めのない」正規職員が担うこととし、必要な人員が配置できるように国と自治体は財

源を保障すること。自治体の恒常的な業務には、労働者派遣やシルバー人材センターを導入しないこと。

- (2) 地方自治体が公務公共サービスを拡充できるように、児童福祉士、婦人相談所職員、保健師、精神保健センター職員、図書館司書、学校司書、生活保護ケースワーカー、消費生活相談員、学校給食調理員、清掃職員、学校用務員など、住民生活を守る第一線に専門性を持った正規職員を配置できるように財源を保障すること。
- (3) 定員管理にあたっては、医師、看護師等の医療職員、生活保護ケースワーカー、保育士等、住民のいのちと暮らしを守るために配置基準が定められている職員を確保すること。清掃、学校給食、学校用務等の現業職場の縮小、民間委託を推進しないこと。現業職員の正規採用を行い、労働条件、職場環境を改善すること。
- (4) 子育てと仕事の両立を図るために、育児休業の代替に「任期の定めのない正規職員」を配置するとともに、育児休業取得者数を考慮した計画的な職員採用が行われるように必要な支援を行うこと。
- (5) 高齢者、障害者、要介護者の自宅を訪問して家庭ごみを回収する福祉収集（ふれあい収集）事業を推進すること。
- (6) 地方自治体の業務の大部分を民間に丸投げし、地方自治体の公的責任を放棄する包括委託は行わないこと。
- (7) 自治体の窓口業務は、住民の基本的人権を守りプライバシー情報を取り扱うものであることから、民間委託や地方独立行政法人の活用を押し付けず、地方交付税のトップランナー方式の対象にしないこと。
- (8) AI（人工知能）やICT（情報通信技術）などの技術は、住民福祉の増進と自治体職員の労働条件の改善に役立つように活用することとし、技術を悪用した住民サービスの切り捨て、基本的人権の侵害、自治体職員の削減を行わないこと。地方自治体の業務へのAI やICT など技術の導入については、i) 「住民の福祉の増進を図る」（地方自治法1条の2）という地方自治体の役割を踏まえ、住民の基本的人権を擁護し、住民サービスの向上を図ることを目的とすること、ii) 自治体職員の労働条件の低下をさせず、向上を図るものとする、iii) 導入に関わる情報を住民に公開し、導入の是非も含め、住民の合意と納得で決めるようにすること。iv) 自治体職員の労働条件に関わる重要事項であることから、労使協議および労使交渉の事項とし、導入の是非や導入の対象とする業務の範囲も含め、労使合意で取り扱うこと。
- (9) 行政改革推進法については、地方自治を蹂躪して職員削減と非正規雇用化、民間委託を強要し、住民サービスの低下を招いたことから、廃止すること。国から自治体に対する「集中改革プラン」等の地方行革の押し付けを行わないこと。
- (10) 事務事業の見直しは、住民自治・住民参加を基本に、職場での民主的な検討を保障すること。住民、議会の意思を無視した「事業仕分け」方式を導入しないこと。

2. 指定管理者制度は廃止し、「公の施設」を自治体の直営で充実させること

- (1) 利用者の権利保障、施設と利用者との長期的な信頼関係の維持、専門性・継続性の確保など、公共サービスを維持、充実させることが必要な「公の施設」は、原則として自治体が直営で管理運営すること。国は地方自治法244条の2を改正し、指定管理者制度を廃止すること。
- (2) 図書館、公民館、博物館などの社会教育施設は、憲法および社会教育法に基づき、①住民の学習の権利と教育の自由、住民自治を保障する機能と役割が発揮できるように、自治体の直営で充実を図ること。
- (3) 自治体は、指定管理者制度が当面存続する場合であっても、「公の施設」において公共サービスを低下させないために、以下のように運用を改善すること。国は、自治体において運用の改善

が図られるようにすること。

- ① 導入の目的に「管理経費の縮減」を設けず、住民の福祉を増進する施設の設置目的を明確にすること。指定管理者の選定に当たっては、コスト削減を基準とするのではなく、公共サービスの維持・向上が図られるかどうかを基準に選定すること。
 - ② 利用料金について、住民が施設を利用できる権利を保障するために最小限度の料金にとどめ、減免ができるようにすること。施設の管理運営によって得た収益は、施設の充実など公共の目的に使うこと。
 - ③ 指定管理者が施設を管理運営する場合においても、「公の施設」の安全の確保、公共サービスの維持・向上に直接の責任を持つこと。施設で事故が発生をしたり、公共サービスの低下を招くなど住民、利用者等に損害を与えた場合、自治体と指定管理者の責任で、被害者に正当な損害賠償が行われるようにすること。指定管理者に損害賠償保険への加入を義務付けること。
 - ④ 住民や利用者の代表が参加して「公の施設」の管理運営状況を調査し、改善について自治体に意見反映ができる機関を設けること。指定管理者を選定する委員会に、住民・利用者の利益を代表する委員の参加を保障し、意見を反映すること。
 - ⑤ 指定管理者について、原則として非営利の事業者限定して指定することとし、営利企業の参入を禁止すること。
 - ⑥ 行政と事業者の癒着を防止するために、首長や議員が役員等を務める事業者については指定管理者への参入を禁止すること。
 - ⑦ 指定管理者の指定にあたっては、施設の管理運営に関わる実績、専門性、技術、人材の蓄積を尊重し、公共サービスが維持・充実できると認められる事業者であれば、非公募で指定すること。
 - ⑧ 指定管理者の指定にあたっては、地元の事業者を優先して指定し、地域の雇用の拡大、地域経済の振興を図ること。
 - ⑨ 指定管理者の指定期間について、非営利の公共団体が指定管理者となる場合、「公の施設」の管理運営についての専門性、継続性が保障される期間を確保すること。
 - ⑩ 指定管理者が運営する「公の施設」の運営状況について定期的に調査を行い、情報を公開すること。指定管理者を情報公開条例の対象にし、指定管理者が「公の施設」の管理運営で得た収益や役員報酬等を公開すること。
 - ⑪ 指定管理者を個人情報保護条例の対象とし、住民、利用者の個人情報の適正な管理と保護を義務付けること。
- (4) 自治体は、指定管理者制度が当面存続する場合であっても、指定管理者で働く労働者に適正な賃金・労働条件を確保するために、以下の施策を実施すること。国は、指定管理者で働く労働者に適切な賃金、労働条件が確保できるようにすること。
- ① 指定管理者の指定に当たっては、(i) 施設で働く労働者に自立して生活ができる適正な賃金を支払うこと、(ii) 指定管理者を変更する場合、施設で働いていた労働者を継続して雇用することを指定の条件に設けること。自治体の直営に戻す場合、自治体は(i) 指定管理者に雇用されていた労働者、(ii) 指定管理者に派遣されて働いていた派遣労働者の雇用を確保すること。
 - ② 指定管理に係わる経費を労働者が自立して生活できる適正な賃金額で見積もること。指定管理者に適正な賃金・労働条件を確保することを義務付けること。
 - ③ 指定管理者に最低賃金法、労働基準法、労働者派遣法、労働安全衛生法など労働関係法令の順守を徹底させ、法令違反がないかをチェックすること。労働者の人権を侵害する重大な違法行為があった指定管理者については、指定を取り消すこと。
 - ④ 指定管理者で働く労働者が加入する労働組合の労働基本権の行使を保障し、労働組合との協議に応じて、適正な賃金・労働条件が確保されるようにすること。

3. 公務公共サービスに「市場化テスト」は導入しないこと。

- (1) 自治体における公務公共サービスに「市場化テスト」を導入しないこと。「特定公共サービス」の対象事業を拡大しないこと。
- (2) 自治体の窓口業務は、市場化テストや民間委託、派遣労働導入の対象にせず、直営で充実させること。請負・派遣契約により委託している業務は、直営に戻し、労働者を自治体が直接雇用すること。窓口業務に係る地方交付税の算定において、トップランナー方式は導入しないこと。
- (3) 地方税・公共料金等の納付における指定代理納付者制度の新設（地方自治法第231条の2第6項）に対し、クレジットカード利用を自治体及び住民、利用者に強制しないこと。
- (4) 「民間事業者による提案」「官民競争入札」など「市場化テスト」的手法を用いて、自治体業務の民間委託を行わないこと。国は、市場化テストの実施を自治体に押し付けないこと。

4. 地方独立行政法人制度は、見直し・廃止すること

- (1) 経営効率化を最優先し、自治体の公的責任を放棄する地方独立行政法人は廃止を含め抜本的に見直すこと。
- (2) 自治体の窓口業務を地方独立行政法人に行わせないこと。
- (3) 法人の理事長の任命、業務実績の評価など地方独立行政法人の運営については、住民、議会による監視、チェック制度を設けること。
- (4) 公的責任を担保するために適切な運営交付金を交付すること。また、法人の評価結果や業績などを口実に、賃金・労働条件の切り下げを行わないこと。
- (5) 地方独立行政法人の賃金・労働条件は公務員準拠とすること。また自治体から移行型法人に承継する権利義務の中に、労使の合意事項を含めること。
- (6) 地方独立行政法人に派遣されている自治体職員の派遣期限の到来にあたって、派遣職員の雇用、賃金・労働条件を保障すること。
- (7) 地方独立行政法人へ移行する場合の身分切り替え問題等については、労使協議を原則とし権利擁護、問題解決のための第三者機関を設置すること。
- (8) 地方独立行政法人における能力・成果主義賃金については、労使協議事項であり、法律上の規定から削除すること。
- (9) 地方独立法人が解散をする場合、負債を住民に押し付けず、地方独立法人職員の雇用を確保すること。

5. PPP/PFIは導入せず、公共施設・公物は国と自治体の責任で管理運営すること

- (1) 民間企業への事業機会創出を最大の目的として、公共施設及び公物管理の資金調達から管理・運営に至るまで民間企業に委ねるPPP/PFI（コンセッション方式を含む）は導入しないこと。上下水道、公営住宅、空港などの公共施設や公物は、国と自治体が直接責任をもって整備し、管理運営すること。
- (2) 国や県主導の広域化により住民から自己水源を奪い、いのちの水を金儲けの対象とする「コンセッション（民営化）促進法」とも言える水道法「改正」を廃止すること。
- (3) 国はPPP/PFI導入促進のための公共用地の無償提供や補助金、税金の優遇措置をやめること。また、公立病院などのPPP/PFI事業の破綻に対して、国が財政的責任を持つこと。
- (4) 国と自治体はPPP/PFI導入に関わる事業立案及び事業者の選定について、計画の段階から情報を公開し、議会や住民への説明責任を果たし、住民の意見を聞くこと。

6. 自治体業務から偽装請負・違法派遣をなくすこと

- (1) 地方自治体が公務公共サービスを実施するにあたっては、直接雇用を原則とすること。
- (2) 地方自治体が業務委託等（指定管理者制度を含む）を行う場合に、公務公共関係労働者の雇用と適正な賃金・労働条件の確保に責任をもつこと。

- (3) 公共工事や委託業務に従事する労働者に雇用と適正な賃金の確保を保障する公契約法、公契約条例を制定すること。2 省協定に基づく設計労務単価を労働者の賃金に反映させること。
- (4) 公益法人の認定にあたっては、自治体関連の公益法人の認定を広く認めること。
- (5) 業務を民間委託している学校給食、学校用務、住民票・戸籍等の窓口業務、保育所、病院等を、国として「派遣・請負適正化」の重点職場に指定し、全国一斉立ち入り調査を行い、調査結果を公表すること。違法があれば直ちに派遣労働者の直接雇用に向けた是正指導を行うこと。

7. 公共施設等の安全を確保し、地域の公共交通を拡充・整備すること

- (1) 国と地方自治体は、公共施設、道路、橋梁などの安全・安心を確保するために調査・点検を強め、改善措置を講じること。
- (2) 国は、自治体の公共施設の点検と改善に対して、特別の財政・技術的支援措置を講じること。「公共施設の最適化」の名のもとに、施設の統廃合を行わないこと。
- (3) 地方自治体が住民の居住権を保障する一環である公営住宅の建設、維持管理を行えるように、国は必要な財政措置を行うこと。
- (4) 地域公共交通の拡充・整備を、国と自治体の責任で行うこと。
- (5) 交通利用者の安全を脅かし、タクシー労働者の雇用と生活を脅かすライドシェアの合法化を行わないこと。バス路線の運行や乗合タクシー等への補助制度を充実させるなど、国と地方自治体の責任で公共交通の維持・充実を図ること。

XI. 保険法・保険業法等について

- (1) 消費者保護を目的とする保険法を、会員が特定された労働組合が実施する自主共済と、不特定多数の契約者を対象とする民間保険業者を同一視して、一律に規制する適用を行わないこと。
- (2) 構成員の団結を促進する「助け合い」事業として、民主的に運営されている自主共済は、保険業法の対象から除外すること。
- (3) TPP11 は、外資系損保・生命保険業界による金融・保険市場を拡大し、共済への規制強化の圧力を強め、日本の経済主権を侵害するものであり、TPP11 は実行させないこと。